

平成19年9月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成19年9月21日・25日

場 所 第3委員会室

平成19年9月21日（金曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正
予算（第2号）

○議案第8号 教育関係の公の施設に関する条
例の一部を改正する条例

○議案第14号 平成18年度公営企業会計決算の
認定について

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査

○その他報告事項

- ・「不適正な事務処理」の調査結果について
- ・警察情報セキュリティ対策の推進状況につい
て
- ・道路交通法の一部改正について
- ・全国高等学校総合文化祭の結果について
- ・全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体
育大会の結果について
- ・国民体育大会九州ブロック大会の結果につい
て
- ・太陽光発電システムの導入にかかるNEDO
の補助について
- ・単純な労務に雇用される職員の給与の種類及
び基準に関する条例等の一部を改正する条例
について（議案第6号関係）
- ・台風4号及び5号による被害状況について

出席委員（9人）

委員 長 太田清海
副委員 長 河野安幸
委員 員 米良政美
委員 員 福田作弥

委員 野辺修光
委員 員 宮原義久
委員 員 西村賢
委員 員 長友安弘
委員 員 井上紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 相浦勇二
警務部長 橋本昌典
警務部参事官兼
首席監察官 松尾清治
生活安全部長 柄本重敏
刑事部長 鬼束昭己
交通部長 柄本憲生
警備部長 谷口数雄
警務部参事官 椎葉今朝邦
警務部参事官兼
会計課長 中原雅男
生活安全部参事官
兼地域課長 山中勇一郎
総務課長 松井宏益
生活安全企画課長 黒木憲生
少年課長 柏田和彦
交通規制課長 今井和久
運転免許課長 徳留勝次郎

教育委員会

教育長 高山耕吉
教育次長
（総括） 一原則幸
教育次長
（教育政策担当） 寺田建一
教育次長
（教育振興担当） 福島信雄
総務課長 梅原誠史

政策企画監	満丸洋一
財務福利課長	轟田歳明
学校政策課長	飛田洋
学校支援監	白川智
特別支援教育室長	有馬順一郎
教職員課長	堀野誠
生涯学習課長	勢井史人
スポーツ振興課長	得能剛
文化財課長	井上貴
人権同和教育室長	遠目塚勉

企業局

企業局長	日高幸平
副局長 (総括)	久保哲博
副局長 (技術)	時庭伸次
総務課長	岡田英治
経営企画監	本田博
工務課長	郷田五男
電気課長	相葉利晴
施設管理課長	廣山潤一郎
総合制御課長	白ヶ澤宗一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中浩輔
議事課主査	湯地正仁

○太田委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いた

します。

次に、公営企業会計決算の審査についてであります。今回、付託を受けました議案第14号「平成18年度公営企業会計決算の認定について」につきましては、議会運営委員会の申し合わせのとおり、閉会中の継続審査としたいと存じます。

本来は、議案の取り扱いを決める際にお諮りすべきではありますが、今定例会における議案の審査にもかかわってきますので、この際、閉会中の決算審査の日程について、お諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、決算審査の日程につきましては、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。10月1日から3日までとなっております。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第14号は、ただいま決定しました日程で審査等を行いますので、今回の委員会におきましては、執行部の説明は概要にとどめることとし、質疑も、今回特に必要があるものについて行っていただきますようお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項について、本部長並びに関係部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○相浦警察本部長 先月の24日付で宮崎県の警察本部長になりました相浦でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、我々執行部サイドの職員であります警務部長にも異動がございましたので、私の方から紹介をさせていただきたいと思っております。私の右に座っておりますけれども、警務部長の橋本警視正でございます。

委員長初め委員の皆様には、日ごろから警察業務全般にわたりまして、格別の御理解、御協力をいただいております、厚く御礼申し上げます。

私、ちょっとバッジつけておりますけれども、きょうから秋の交通安全運動ということで、また御承知おきいただきまして、応援いただきたいと思いますけれども、県民が引き続き安全で安心して暮らせる宮崎を目指しまして、我々職員一同一丸となって努力してまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本題の委員会報告の前に、先般不適正な事務処理に関しまして最終報告が行われました。警察本部におきましては、これまで報告をさせていただいております事柄以外の新たなものはございません。いずれも公的な支出でございました。後ほど、警務部長のほうから改めてその概要等につきまして説明をさせていただきたいと思っております。県警察といたしましては、今後とも、引き続き適正な事務処理に努めてまいります。

本日の委員会報告は2項目ございまして、1つは、「警察情報セキュリティ対策の推進状況について」、2つ目は、「道路交通法の一部改正に

ついて」、いずれも担当部長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○橋本警務部長 それでは、初めに不適正な事務処理に関する全庁調査結果について御報告いたします。

皆様のお手元に配付しております「不適正な事務処理の調査結果について」に基づき御説明いたします。

1枚目の1総括表の(1)「預け」の状況でございますけれども、警察本部においては3所属に預けがございまして、この預けがあった所属、金額などは自主申告時と変わったところはございません。(2)及び(3)に記載しております「書き換え」、「不適正な現金等」につきましては、そのような事実は警察本部においてはございませんでした。

2枚目でございます。2「預け」の状況の(1)所属別内訳でございますが、先ほど申し上げたとおり、3署における預けの金額等は自主申告時と変わったところはございません。

次に、(2)の主な用途等についてでございます。そこに記載してありますとおり、「預け」からの用途は、そのほとんどがコピー用紙などの事務用品でございますが、中に、押収DVDの内容確認のため捜査上必要な資機材としてDVDデッキなど、備品に類する機材の購入が含まれております。これらはいずれも警察活動上の必要性に迫られて購入したものであります。すべて現物を確認いたしておりますので、今月中には備品として受け入れを完了する予定でございます。

3の用途の状況であります。すべて公的支出であったことが確認されております。

警察本部におきましては、本件事案が公になる以前の平成18年7月、この時点をもって、預

け等の不適正な処理は行われておりません。ですが、今後、このようなことを再発させないよう、警察本部としてはコンプライアンス意識の一層の高揚を図るとともに、適正執行に係る指導・教養を徹底してまいり所存であります。以上で不適正な事務処理に関する調査結果について御報告いたしました。

引き続きまして、資料2の「警察情報セキュリティ対策の推進状況について」御報告いたします。お手元の資料2をごらんください。

昨年からことしにかけて全国の一部の警察で、職員の私物パソコンからファイル共有ソフト「ウィニー」(Winny)を介し、警察情報がインターネット上に流出する事案が発生しました。そのほか、外部記録媒体の紛失や不正な持ち出し等の不適正な事案も発生しております。全国で発生した情報流出事案を見ますと、公務に使っていた職員の私物パソコンや外部記録媒体を自宅に持ち帰って使用している最中に、ファイル共有ソフトウィニーを介してインターネット上に情報が流出したというケースがほとんどでございます。

このような事案が発生した背景には、まず第1として、警察情報を私物パソコンで扱わざるを得ない状況があつて、私物パソコンであるため管理が徹底できなかつたこと、2つ目として、外部記録媒体を通じて、警察情報を容易に自宅に持ち帰ることができる状況にあつたこと、3つ目として、職員の警察情報の取り扱いに係る認識が甘かつたことなどが考えられます。

県警におきましては、このような情報流出事案は発生しておりませんが、情報流出事案の防止に万全を期すため、システムの整備、運用管理の徹底、職員の意識改革の面から諸対策を講じており、本件は、その推進状況について御説

明するものでございます。

まず1の、これまでに実施した情報流出事案防止の諸対策についてでございます。

(1)は、公務からの私有パソコンの一掃であります。本県におきましては、これまでも警察署等において職員の私物パソコンが多数公務に使用されておりました。この状況を改善するため、平成10年度から公用パソコンの整備を進めてまいりましたが、平成18年度に緊急に560台を整備し、本年2月1日から公務に使用される私物パソコンを一掃することができました。

(2)の情報の自動暗号化であります。県警の公用パソコンにはすべて自動暗号化ソフトを導入しております。これにより業務で処理する情報の完全暗号化を図っております。これは、職員が作成した文書などをパソコンや外部記録媒体に記録する際、データを自動的に暗号化するもので、パソコンや外部記録媒体を紛失しても、部外の者が中の情報を読めない仕組みにしております。また、仮に職員が無断で外部記録媒体を自宅に持ち帰り、自宅のパソコンで見ようとしても、情報を呼び出すことはできません。これにより、故意または過失による情報流出事案の防止を図っております。

(3)は、外部記録媒体の組織的管理でございます。外部記録媒体の使用は、所属長の許可制とし、持ち出しの際にも事前の承認を得ることを義務づけるなど、外部記録媒体の個人管理を禁止いたしました。また、ファイルサーバーを整備し、県警本部に設置しているサーバー内に情報の保存領域を設けたことによって、外部記録媒体に依存しなくてもよい環境に改善をいたしております。

さらに、(4)は、モバイル化のための技術的対策でございます。犯罪の広域化等に伴って、

最近は、出張捜査等でパソコンを外部に持ち出して使用する機会も多くなっております。そこで、使用しない状態で、一定の時間が経過しますと、パソコンの画面がロックするなどの技術的対策を施し、先ほど説明した情報の自動暗号化措置とあわせて、万一、パソコンが盗難に遭った場合でも情報の内容がわからない対策をとっております。以上の技術的対策は、全国の警察の中でも早期に実施を完了したものでございます。また、このような難しい技術はある程度技術的な知識が必要でございますけれども、これを補完する体制として、各所属にITサポーターを置いて、組織内の技術的支援体制を構築しております。

次に、ウィニーなどファイル共有ソフトの使用禁止についてであります。いわゆるウィニーといいますものは、ファイル共有ソフトを使用しているパソコンが暴露ウイルスに感染しますと、コンピューターの中にある各種ファイルがインターネット上に放出され、不特定多数の相手にファイルが共有されることになり、結果的に本人が気づかないうちにパソコン内の各種情報が流出してしまいます。このように、ファイル共有ソフトは、情報の流出を引き起こす可能性が高いこと、また、ファイル共有ソフトでやり取りされる情報は音楽や動画等ですけれども、そのほとんどが著作権を侵害するものであります。そういった観点を踏まえて、(5)にあり、警察職員は、私物のパソコンを含めて一切のファイル共有ソフトの使用を禁止しております。

先ほど申し上げましたが、本県では、過去に私物パソコンで警察情報を取り扱っておる時期がございました。そのため、ファイル共有ソフトの使用禁止、これを徹底させるため、職員が

自宅で使用する私物パソコンにファイル共有ソフトを導入していないか、また警察情報が保存されていないかについて、これまで数次にわたり点検を実施し、所要の対策を講じてきているところでございます。

次に、現在進行中の諸対策について御説明いたします。

(1)は、交番・駐在所へのネットワークの拡張でございます。現在、県内の交番・駐在所で本部や警察署とのネットワークに接続されておりますところは、宮崎市内の5カ所のみとなっております。交番・駐在所へのネットワークが拡張されますと、業務の効率化や手配の迅速化が図られるほか、情報セキュリティーの観点からは外部記録媒体による情報の持ち出しの必要がなくなり、紛失等による情報流出の危険性を低減することとなります。そのため、今後も順次ネットワークを拡張していくこととしております。

最後に(2)でございますが、情報セキュリティー意識のさらなる高揚でございます。技術的対策については以上のように講じてまいりました。しかし、セキュリティーの万全を期すためには、何よりも職員のセキュリティー意識の高揚を図ることが重要でございます。これまでも、全職員に対し所属長等による面接を行い、情報セキュリティー対策についての基本的事項を聞き取るなどを通じて意識の高揚を図っております。今後も、警察学校での教養、各部署による巡回指導の実施、他の県警の講師を招いた講演会など、さまざまな機会を設けまして、職員個々人のさらなる意識の高揚を図るとともに、監察においても各種セキュリティー対策の徹底状況の検証を不断に行うこととしております。

以上、「警察情報セキュリティ対策の推進状況について」申し上げました。

言うまでもなく、警察情報は、職員個人のものではなく、公的財産同様厳重に管理すべきものでございます。この認識を肝に銘じて情報流出事案の絶無を期してまいりたいと思います。委員の皆様には、今後とも御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○柄本交通部長 次に、道路交通法の一部改正についてでございますけれども、その前に交通事故の発生状況について御報告させていただきます。お手元の資料3の第1をごらんいただきたいと思います。

交通死亡事故の現状につきましては、本会議におきましても、本部長が答弁したところでございますけれども、表の一番下でございますとおり、本年8月末現在の全国の交通死者3,648人ということで、昨年同期比でマイナス361人と、前年に引き続き減少傾向でございます。

一方、県内でございますけれども、死者が8月末で60人、前年比マイナス1人ということで、死者の増加数で全国ワースト2になりました昨年とほぼ同じようなペースで推移いたしております。この数字を人口10万人当たりの死者数にしますと、本県は5.20人ということで全国平均の2.86人を大きく上回っております。岩手県と並んで全国ワースト1位と8月末ではなっております。警察といたしましては、このような厳しい現状を受けとめまして、今月の7日、県下の交通幹部を本部に招集いたしまして、9月以降の交通指導取り締まりを最重点にした死亡事故抑止対策の強化、それから、本日から始まりました「秋の全国交通安全運動」、こういったいろんな対策、関係機関・団体と連携した交通安

全活動を強力に推進するよう指示したところでございます。

それでは、本年6月20日に公布されました改正道路交通法の概要について御説明をいたします。資料の第2の1法改正の趣旨でございます。ここに書いてございますとおり、国の第8次交通安全基本計画、これに掲げられました平成22年までに全国の交通死者を5,500人以下、死傷者を100万人以下にするという目標がございます。さらに、平成24年までに死者を5,000人以下にするという政府目標、こういったものを達成するため、そしてまた、昨年8月に福岡県で発生しました幼児3名が犠牲となりました飲酒運転事故、これを契機といたしまして、飲酒運転の根絶の世論を背景に、各種規定が整備されたところでございます。

次に、法改正の概要でございます。改正法の内容は、多岐にわたっておりますけれども、表の(1)から(4)のとおり、4つの対策を大きな柱としております。その主な内容につきまして、お手元に配付いたしておりますリーフレット「改正道路交通法のあらまし」、これによって御説明いたしますので、まず表紙だけをお開きいただきたいと思います。右側は開かずにそのままご覧ください。

第1の柱、これは悪質・危険運転者対策でございます。その1点は、右側のページにありますとおり、運転者本人に対する飲酒運転の罰則が強化されました。酒酔い運転が5年以下の懲役又は100万円以下の罰金、酒気帯び運転が3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、飲酒検知拒否罪が3月以下の懲役又は50万円以下の罰金にそれぞれ引き上げられたところでございます。

それから2点目は、左のページにございまして、飲酒運転の周辺者に対する制裁が強化

されまして、飲酒運転をするおそれがある者に対して車両あるいは酒類を提供する行為、それから酒気を帯びていることを知りながら車両に乗せてくれるように要求・依頼して同乗する行為、これにつきましては罰則が新たに整備されたところでございます。この飲酒運転周辺者の行為は、これまで刑法の教唆犯、あるいは幫助犯の規定が適用されておりましたけれども、今回は、飲酒運転の周辺者の悪質な行為ということで明確に規定をされ、新たに罰則が設けられました。罰則の内容については、ここに書いてあるとおりでございます。

そのほか、右のページの下のほうにございますけれども、救護義務違反、いわゆるひき逃げでございます。これの罰則が10年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げられました。それから、運転者が道路交通法などに違反した場合、あるいは交通事故を起こした場合に、警察官が運転免許証の提示を求めることができるようになりました。これは危険防止措置規定の見直しでございます。それから運転免許にかかわる行政処分も強化されまして、酒酔い運転やひき逃げ、一定の悪質な違反、特に悪質な違反に限り、運転免許が受けられない欠格期間の上限が、これまでは5年でございましたけれども、最長10年まで延長されました。

次に、リーフレットの右のページをお開きいただきたいと思えます。第2の柱は、一番右にございます。高齢運転者対策等でございます。まず、1の認知機能検査の導入でございますけれども、75歳以上の方が、運転免許証を更新する場合は、運転免許証の更新期間満了日前6カ月以内に認知機能の検査を受けなければならないということになりました。あわせて、2の70歳以上の方が免許更新をする際に義務づけられ

ております高齢者講習、これまで満了前3カ月でございましたけれども、6カ月に延長されました。

もとに戻りまして、1の認知機能検査でございますけれども、これは記憶力ですとか、時間の認識の正確性、こういったものを特定する検査でございます。その結果に基づきまして認知機能が全く低下しているおそれがないという方、それから認知症には至らないけれども、認知機能が若干低下しているおそれがある方、それから、認知症のおそれがある方、この3つに検査によって区分されまして、それぞれに応じた高齢者講習が実施されます。この認知機能の検査でございますけれども、これは認知症かどうかを判断する検査ではございません。認知機能検査の結果、先ほど申し上げました認知症のおそれがあるという方で、更新前1年間に信号無視ですとか、通行区分違反ですとか、一時停止、それから、更新後次の更新までに今申し上げたような違反行為をした場合、こういう場合に臨時的適性検査が実施されます。これは専門医による臨時適性検査でございますけれども、その結果、認知症と診断されたときに初めて免許の取り消しの対象となるということでございます。

次に、同じ右側ページの一番下でございます。3の75歳以上の者と聴覚障害者の方の保護でございますけれども、75歳以上の方につきましては、普通自動車——道交法は、普通自動車といえますと、もちろん軽も含めます。軽、普通車、4輪の軽と普通車でございます——を運転する場合には、高齢運転者標識、いわゆる「もみじマーク」の表示が義務づけられました。施行後は初心者マークと同じように、表示しなければ違反となります。また、高齢ドライバーを保護

するために、もみじマークを表示した自動車に対する幅寄せ、こういったことが禁止されまして、これに違反した場合も、罰則が科せられるということになります。なお、70歳以上75歳未満の方のもみじマークにつきましては、これまでどおり努力義務のままでございます。

それから、聴覚障がい者の方、全く耳の聞こえない方に関する規定も整備されまして、現行の適性試験の基準に満たない聴覚障がい者に対しましても、ワイドミラーの装着を条件として普通自動免許が与えられるということでございます。この場合には、聴覚障がい者標識の表示が義務づけられたということでございます。

次に、リーフレットの中央でございます。第3の柱でございます自転車利用者対策でございます。まず1にありますとおり、今回の改正で、普通の自転車は、道路標識等で歩道を通行することができるのと今まではなっておったんですが、これに加えまして、運転者が児童・幼児、その他政令で定める者である場合、それから、車道または交通の状況から歩道を通行することがやむを得ない場合、こういう場合においても歩道を通行することができるようになりました。

そのほか2の、児童または幼児の保護者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときには、乗車ヘルメットをかぶらせるように努めなければならないということになりました。

そのほか、一番下の3の地域交通安全活動推進委員の活動内容に自転車の指導が追加されたところでございます。

次に、最後でございますけれども、リーフレットを裏返しして真ん中のページをごらんいただきたいと思っております。第4の柱は、被害軽減対策でございます。これはこれまで運転者の努力義務とされておりました後部座席のシートベルト

の着用を義務化するというところでございます。当面は、高速道路で違反した場合のみ、点数が引かれるということになっております。

最後に、その他の規定の整備といたしまして、警察署長が移動保管した放置車両を返還できないときの都道府県への所有権帰属の期間が6カ月から3カ月に短縮されたということ、それから、資料にはございませんけれども、安全運転管理者の欠格要件に酒気帯び運転が追加されるなど、所要の規定の整備が行われております。

この改正道路交通法の施行につきましては、飲酒運転の罰則強化など悪質・危険運転者対策につきましては、一部を除きまして、既におととい9月19日から施行されております。その他につきましては、リーフレットにございますとおり、公布の日から1年または2年を超えない範囲において政令で定める日から施行することになっております。

以上、道路交通法の主な改正の概要について御説明をいたしましたけれども、昨日現在で県内の交通死者は64人——前年比ではマイナス2人——ということになっておりまして、依然として高齢者を初め県内のとうとい命が悲惨な交通事故によって失われております。警察といたしましては、今回の道路交通法の改正を踏まえまして、飲酒運転の根絶に向けた対策を初め、交通死亡事故抑止のための諸対策を強力に推進してまいるのでございますので、委員の皆様には今後とも御理解、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○太田委員長 執行部の説明が終了しましたが、報告事項について質疑はありませんでしょうか。

○米良委員 交通部長、飲酒運転の罰則の引き上げが相当高くなりましたけれども、この改正後の認識として、5年以下の懲役と100万円以下

の罰金というのがこれは同等の、いわゆる5年以下の懲役は100万円以下の罰金に値するという認識と申しますか、そういうことでいいんでしょうかね。

○柄本交通部長 そういうことではございませんで、初めて飲酒運転をしたという場合には大体罰金、ちょっとはっきりした線引きはできませんけれども、常習的に飲酒運転を繰り返しておるとい場合には、これは罰金刑ではございませんで、いわゆる懲役ということになります。

○米良委員 そこ辺は、その認識の仕方については、個々ばらばらでいいということではないですね。あんまりそこ辺を同じ——それに値するということになるとうたまた語弊が出てくると……。

○相浦警察本部長 道路交通法のみでなくて、大体罰則で行為禁止を命ずる法律のつくりとしてこういう懲役刑と罰金刑を並存させる形で設ける法制の仕方というのはしばしばありまして、要するに、交通部長が説明しましたように、いろんな対応があり得ると、酒酔い運転でいろいろとその諸事情から、情状酌量の余地がある場合に、最終的に、裁判官が、これだけいろんな諸事情がある中で気の毒だということで、罰金ということあるでしょうし、一方で、非常に悪質だという場合には、最高5年まで懲役がかけられるということではございまして、ただ、いずれにしても、5年以下の懲役または100万円以下の罰金の幅のかけ方ですね、最終的に裁判所の判断で処断をされると、こういうことではございます。幅があるという意味ではございます。

○米良委員 それから、被害軽減対策で高速道路の後部座席のシートベルトの必要性ということで新たに加わったと思いますが、これは後部座席に乗っておって、シートベルトをしていないということが発覚したら、これは罰金刑、何

かあるんですか。ここには載っていませんが……。

○柄本交通部長 これは罰金刑ではございません。ドライバーのほうの点数が引かれるということではございます。

○米良委員 九州の交通事故の発生状況、全国と比較して最初説明を受けましたが、本県はワースト1ということではあります、私は、いつも思うんですけれども、10号線をあっちこっち走的过程中で、よく交通事故の実地検証によく出くわすことがあるんですけれどね。他県と比較して宮崎県は道路事情が悪いと思うんですよ。私たちは県外に調査なんかほかの用務で行きますけれどね、宮崎というのは公共資本の遅れもそうですけれども、特に、道路事情というのが災いをしておるんじゃないかなといつも思うんですよ。最近、10号線、私は門川から宮崎まで走ってきましてけれども、登坂車線ができたり追い越し車線ができたり、10号線も相当改良がなされておりますけれどね。こういう道路事情が悪い県というのはほかはないですよ。

そこで、部長、やっぱり土木部あたりとの整合性、警察とですね。この交通事故はやっぱり道路事情によるものだとするところが多分に私はあると思うんですよ。そういう交通事故状況からするとですね、警察署・警察官がやっぱり県土整備部あたりと十分議論をして、あるいは国土交通省でもいいですけれども、こういう道路事情ではだめですよというような、そういう進言を加えていく必要があるんじゃないかなと、こう思うんですけれども、そこあたりは専門的な立場で何らかのそういうものを道路事情、県土整備部あたりにそういう示唆を与えるような、そういうことがやっぱり僕は必要じゃないかと思うんですけれどね。どうでしょうね、そ

こあたりは。

○柄本交通部長 委員、御指摘のとおりでございます。現在も事故多発地点でございますとか、死亡事故が発生した現場、ここでは必ず道路管理者も一緒に立ち会いをしてもらって、交差点の改良すべきところがないか、あるいは道路のもっと改良すべきところはないか、そういったことも含めまして、現場検討会を実施しておりますところでございます。

今、特に交差点の事故が非常に多うございますので、交差点が認識できやすいような交差点のカラー化とか、そういったことも今、道路管理者のほうに要請しておりますところでございますけれども、委員、御指摘のとおり、もっともっと私どもも道路管理者といろいろ協議を重ねながら、改良すべきところは改良していただくというふうに努めてまいりたいと思っております。

○米良委員 実は、うちの近くの交差点も10日に1回ぐらいは必ず接触事故があるんですよ。日向警察署、門川の派出所あたりの皆さんが来て対応していますけれども、そういうところは県内至るところにあるもんですからね。特に、そういう交通事故防止と警察官がどうそこに専門的な心を加えていくかということについては僕は表裏一体でなきゃいかんと思っておりますからね、今、部長おっしゃいますような対応を特にこれからしていただきたいなと思うもんですから、要望しておきます。

○福田委員 警察情報のセキュリティー対策、大変厳密な対策が打たれたようであります。この中で、外部記録媒体に依存しない環境を構築したと書いていますが、そうしますと、公務で導入された560台のパソコン、これは普通私どもが接続するインターネットの回線なんかは必要最小限に接続をされておられるということな

んですが、どうですか、その辺の内容は……。

○橋本警務部長 お答えします。

今、警察パソコンは、宮警ネットという形でWANを構築しておるんですけども、基本的にクローズされた形になっておりまして、今、各職員個人が持っているパソコンから一般のいわゆるグーグル(Google)とかヤフー(Yahoo!)とか、ああいったようなインターネットには接続できない形をとっており、いわゆる警察の内部だけのネットワーク、こういう形をとっております。

○福田委員 それでは、現状で見る限り、警察情報がそういう一般の回線を通じて流出することはあり得ないと、こういうふうに解釈しているんですね。

○橋本警務部長 今、公用パソコンを使っている限りにおいては、そういう危険性はないというふうに考えております。一般のものにアクセスすることはありませんので……。

○福田委員 全数560台公用パソコンを導入されたわけですから、もちろん私用のパソコンの、プライベートなパソコンの職場への持ち込みも禁止されておるわけですね。

○橋本警務部長 今、560台と申しましたのは、18年度に560台を整備したということでございまして、今、県警にある公用パソコンは数を確認いたしますと、2,067台でございます。当然、交代勤務もございまして、そういった意味では職員の数と若干一致をしない部分もございまして、この2,067台で一応原則1人1台の公用パソコンの整備というふうに考えておるところでございます。そういった中で一切の警察署の卓上からは、私有パソコンの持ち込みというのは排除されていると、こういう状況でございます。

○井上委員 不適正な事務処理のことについてちょっとお聞かせいただきたいんですけど、例えばの話ですけど、西都警察署が平成14年の当初の残高というのは、176万2,594円あったわけですよ。それ以後入金された分が170万9,529円なんですけど、ですから預け総額は347万2,123円になるということになるわけですが、ちなみという話なんですけど、平成14年の残はわかりましたが、平成15年、16年、17年、18年、19年の残は幾らになっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○中原会計課長 資料を出しますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○井上委員 ちょっと疑問に思うのは、最終的な時点でどのくらいお金が残っていて——結果、ゼロになっているんですよ。このゼロの仕方ですよ、ゼロにする方法、これはどういう方法だったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○橋本警務部長 ゼロにする方法といいますか、どうも職員の意識の中には、こういった預けという形での執行が余りよろしくないという意識は当然持っておって、早期に解消したいということで、適正事務に努めていく過程の中で、結果的に、県警においては早い段階でゼロという形で解消されてきたと、こういう認識を持っております。

○井上委員 例えば、西都の警察署だけちょっと——西都だけをということではないんですけどね。デジカメの2万7,000円と、DVDレコーダーの8万9,250円、これは形があるものだから品物が残るということですよ。それで、そのほかはコピー用紙を全額買ったというふうな、そういう処理の仕方なんですか。例えば、どういう処理の仕方をしたのがちょっとわからない。ゼロになるということの処理の仕方がそれ

がちょっとよくわからないんですけどね。

○中原会計課長 委員、御質問の点でございませうけれども、要するに、預けと言われる額が業者の帳簿上に残っておるわけですね。この額内で払い出しといいますか、品物をとりますので、幾らあと残っておるということは、その都度会計担当者は把握するわけでございます。それで、それに見合う品物を順次とって行ってゼロになるということでございます。

○井上委員 多分預けてそういうものだからですね。システムはそうなんです。それはおっしゃるとおりで、どこでもそんなふうにして……。だから、形としてはゼロというのがちょっと意味がよくわからないわけですよ、ゼロにするというのが。だから、どうやったらゼロになりますかね。業者に預けていてですよ、ゼロ。だから、少なからず、もうこれは489円なんだけど、ゼロにするために、とにかく品物を上げるからこれでゼロというふうな処理の仕方をしているということですか。

○中原会計課長 いや、そうではなくて、やっぱり必要な物を払い出し受けるわけですけども、その中でゼロになるように品物を選別していくということになるかと思います。

○井上委員 だから、普通預けがあったところは、残金が少なからず残っているほうが自然だということなんです。正直申し上げると。それがゼロになるということは無理やりゼロにするということですよ。普通ちょっと考えられないです。少なからずそれを解消しないとかんというのは確かにわかるので、急いで解消しようとしたんでしょうけれども、それが残がゼロというのは何らかの、業者との何かのあれがない限りはこれはゼロというのはちょっと考えられないですもんね。だから、かえって何です

かね、2番目の高鍋警察署のほうが自然なんですよ。残っているからこれは引き上げますよと、あとで会計処理上どういうふうな全体的にそういう処理をするかと、会計法上あるんでしょうけれども、これのほうがまだ自然な感じがするんですよ、感覚としては。それはどうしてゼロにしていったのか、それがちょっとよくわからないんですけど。

○**中原会計課長** 預けが幾ら残っていると、その中から払い出しをしていく、当然そうなんですけれども、その間には正当な、正当なといいますか、適正な取引というのものもあるわけで、その適正な取引の中で、例えば、預けから取る分よりも余計に取引をすることがあります。その分は、預けから払い出した分の差額を要するに執行するというので、ゼロになるということでございます。

○**井上委員** そういうことでしょうか。そうじゃないとゼロにならないわけですよ、形として。適正なと言われるとちょっとあれがあるんだけど、これは不適正なんですよね。これはやっぱり不適正なので、西都も高鍋も——高千穂は西臼杵支庁全体そうなので、こんな感じなんですよけども、だから、やはりデジタルカメラとかDVDレコーダーとかというのは、そこの署の人に、買っちゃいけないみたいなあれがあったんですかね。それとも、適正に必要なものとして挙げるようにという指導というのは本来されていたんでしょうか。

○**中原会計課長** 委員御指摘のとおり、当然、こういうものは、備品として予算要求をして買うように指導は常々やっております。

○**宮原委員** 道路交通法の部分でいいですかね。今、説明を受けたんですけど、自転車に子供が乗る場合にヘルメットをかぶらせるように努め

なければならぬということですから、ただ、極力かぶってほしいということ、普及するだけということと考えていいんですかね。

○**柄本交通部長** 努力義務でございます。罰則はございません。

○**宮原委員** もう一つは、今度は3番にある75歳以上がもみじマークが義務化されるということなんですが、1年以内に施行されるということになりますから、現在持っておられない方は、これは購入しなさいということですよ。これを配布するというじゃないんですよ。

○**柄本交通部長** 初心者マークと同じく購入ということでございます。

○**太田委員長** ほかにありませんか。報告事項についてはいいですか。先ほどの質問の回答もあります、報告事項に対する質疑がなければ、その他のほうに行きますが、先ほどの質問のまだ未回答の分がありましたので、会計課長のほうが先に行きますか。

○**中原会計課長** 今、資料ちょっととっておりますので、時間内に参りましたときには御説明いたしますし、時間、間に合わないときには各委員のほうにお手元にお配りしたいと思っております。

○**太田委員長** それじゃ、報告事項についての質疑がなければ、野辺委員お願いいたします。

○**野辺委員** 済みません。その他のその他でちょっと私ごとで申しわけないんですが、実は私、茶をつくっておりますれば、防霜ファンの電線が切られて、500メートルぐらい被害に遭ったんです。ただ、私だけじゃなくて、その後、田野とか西都等でも発生しておると聞いているものですから、その後どうなっているのかなということが気になるんです。ただ、電線の復旧については、今の時期だったらいいんですが、

これが本当の防霜時期の3月上旬あたりに、もしそういう事故が出てきた場合には、何十倍という被害になるものですから、茶の生産者は非常に困っておるという状況でありますので、その後、何か建設資材の窃盗なんかで逮捕されたということを知り、ひょっとしたら関係があるんじゃないかなと思っておりましたが、もしここである程度おわかりであればちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○鬼束刑事部長 お答えします。

新聞等で御存じのとおり、全国的に金属盗というのが頻発しておりまして、ちなみにことしの8月末現在で、県下で127件発生をしております。これは去年に比べるとプラス52件ということでありまして、特に、銅線それから鉄板、鉄類、ステンレス、こういうものが主に資材置き場とか、それから工事現場、倉庫、道路とか、今言われたように茶畑とか、そういうところで盗まれておるということで、被害額が、ちなみにことしは約1,700万余りになっておるということでございます。

この検挙については、どうなっておるかということですが、これも新聞等で御存じのとおり、例えば、8月に日南署で1人逮捕しておりますし、宮崎北署でも9月に5名逮捕しております。これは今のところ40件ぐらい同じようなことをやったということで自供しておりますし、高鍋では船のいかりをとられたと、これも目撃されまして、その通報によって署員がつかまえた、高岡署でもやっぱり工事現場からH鋼が盗まれたということで、17名ぐらい今、逮捕して調べをしていますけれども、一番この事件で問題は、例えば、銅線をとってそのままの形で、例えばリサイクルショップあたりの、そういう扱うところに持っていけばいいんですけれども、

例えば、銅線をとって、それをはいで廃材と一緒に持って行って売るとか、特に、普通の品物であれば番号とか、そういうのがあるものですから、ある程度被害品の特定というのがきくわけですが、そういうのがなかなか——当然その状態で持っていけないというのが普通ですから、そうなる被害づけというのが非常に難しい点等がありますし、また、県内だけじゃなくて、県外に持っていくんじゃないかというようなことも考えられまして、非常に検挙というのが難しくなっておるという実態がございます。

それで、警察としては、この被害に遭う前に、防止策ということで、特に被害に遭われるような対象については、防犯ビデオをつけてもらったりセンサーをつけてもらうとか、直接警察が出向いて行って、こういう実態にありますから注意してくださいというようなことを、防犯広報を相当やっておりますし、特に、言われたように、公園のブランコを持っていくとか、それからリニアのあれを持っていくとかですね、最近あたり構わずやっておるという実態で、なかなかその被害対象も絞り切れないというのが実態でございまして、警察としては、パトロールを強化するとか、特に、夜間の検問等をして、そういう物を持っておれば不審者ということで質問をするということで、検挙と防犯両面から現在進めてやっておるという実態でございます。なるべく遭わないように、対象の人たちにも防犯意識を持ってもらっていろいろ対策を立てていただくということでお願いをしているところでございます。以上でございます。

○野辺委員 茶畑の場合は、私も箇所数が何十カ所かあるものですから、そういう自分でセンサーとかつけるのもこれ、大変ですけど、なか

なかいつの時間に来るのか、薄暗い時間じゃないかなという気がするんですけど、ずっと毎晩回っておくわけにもいかんし、今はまだいいんですけど、春先にやられたら今度は本当の被害がですね、防霜ファンの役目が何にもならんし、一日や二日で全線張りかえることはできないもんですから、大変我々として心配しておるもんですから、何とかひとつ手がかりを見つけて検挙していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○長友委員 ちょっとその他でお尋ねをいたしますけれども、障がい者の方からのいろんな通報とかいろんなものを受けるときのEメール110番とかファクス110番というのがあると思うんですよ。これが最近どういう活用状況になっているか、18年でも19年でもいいけれども、わかりましたらちょっと教えていただけませんか。

○柄本生活安全部長 資料を出しますので、ちょっとお待ちください。

○長友委員 もう一点、ちょっとこれも卑近な例ですけど、知的障がい者または精神障がい者の犯罪といいますか、これで逮捕をされて、そして起訴されたり、起訴猶予になるわけですけども、そういう人たちの逮捕後の取り扱いといいますか、弁護のことをひっくるめて、どういうふうな経過をたどっていくのか、教えていただきたいと思います。

○柄本生活安全部長 委員から御質問の、まずファクス110番とメール110番というのを障がい者からの110番ということで、これを運用いたしております。メール110番といいますのは、電子メール付きの携帯電話、パソコン等を使って事件の110番をするというもので平成15年8月1日から運用しております。

このメール110番では、ことしの8月末現在

で14件、各種の相談だとか事件、事故の通報ですけれども、通報者自身が被害に遭ったという110番はことしになっては今のところありません。またファクス110番につきましても、18年中が1件の各種相談でございまして、19年の8月末現在で2件来ております。これにつきましては、内容的には緊急の110番ではありませんでした。

そういうことで、件数的には少ないんですけれども、しっかりとこの辺のところは対応いたしておりますので、また、この内容につきましては、「110番の日」等を通じて、いろんな機会に広報して周知を図ってまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○鬼束刑事部長 知的障がい者等の身柄の取り扱いということでもありますけれども、これも一般的なことで申しわけないんですけれども、警察が対応して、これが知的障がい者なりということがわかりました場合は、一応、担当の専門の医者に診せたりして、果たして、これが留置に耐えられるかどうかということをもまず診断をしてもらって、留置に耐え得るということであれば、あとは当然検察庁に身柄を送りますので、担当の検察官といろいろ連絡とって、場合によっては精神病院に鑑定依頼をするとか、それで身柄の措置はどういうふうにするのか、これは責任能力はないのかどうか、あるのかどうかということの最終的な判断をして、その結果でどうなるのかということが決まるといいますので、そういう手続で、流れで一応処理はしております。以上でございます。

○長友委員 その間、弁護士あたり、これは障がい者の方々の保護者といいますか、そういう方が立てられていくと思うんですけれども、これは随時検察庁あたりとか——あるいは裁判と

か何とかなるケースもあるんですかね。そういうときにこれは弁護ができるようなシステムになっているんですかね。

○鬼束刑事部長 当然、検察官が鑑定、留置等をやって、その結果でこれは責任が問えるというようなものについては、場合によっては起訴する。起訴して当然裁判になるわけですから、そうなった場合に今度は弁護側から、いや、これは本当はないんだということであれば、今度は裁判所のほうが職権でまた別の病院に鑑定を依頼するというようなこともございますので、ケース・バイ・ケースで、警察の言うとおりに、また検察の言うとおりにということにはならないということになると思います。以上でございます。

○長友委員 精神障がい者の場合も同じようなことですかね。

○鬼束刑事部長 同じだと思います。

○井上委員 もう全国的な問題になったので御存じだと思うんですが、昨日はDVの問題とか積極的に本部長の方から答弁を議場で聞かせていただきましたので、状況は大体わかるんですが、いわゆる被疑者の家族に対するパワーハラスメント、あれはセクハラというべきなのか、パワーハラスメントと言うべきなのか、宮崎の県警があんなふうに全国放送されるというのなかなかないことなので、ちょっとお聞きしておきたいんですけども、今、裁判中なので、その結果としては、その中身についてはおっしゃれないというふうに思うんですけども、今はやっぱり警察官の方の不祥事みたいなとられ方というのは、だから、警察に対する信頼感というのが非常に低くなっていくという可能性は非常に高いと思うんですね。今回のような問題が起きて、職場の中では、どのような対応と

いうか、それから職員に対するセクシャルハラスメント、パワーハラスメント含めての研修というのはどのようにやられているのか、それをお聞きしておきたいと思います。

○鬼束刑事部長 特に、女性被疑者の取り調べとかそういう問題で過去、触ったとかいろいろ、当然取調室は密室ですから、そういう事案も発生しております。そういうことで、警察としては、そういう取り調べについては、必ず女性警察官を立ち合わせるとか、特に身体検査とかそういう場合も、これは法にちゃんと決まっておりますので、成人の女性を立ち合わせること、それから、最近では、特に女性の性犯罪の被害者とかそういうものについては、女性の警察官を指定して、それに当たらせるということで、そういう疑いを持たれないように、また、発生しないようにということでやっておりますから、その面では、もちろんメールを送るとか、そういうことも絶対あってはならないことですから、これについても厳しく幹部のほうでチェックをして、もし当たる必要がある場合には、幹部の指揮を受けて接触するという事等でやっておりますので、たまたまああいう事案が発生したということで、さらに厳しく今後もやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○松尾警務部参事官 委員の御質問のいわゆるセクハラの関係でありますけれども、本県では平成11年に「宮崎県警察セクシャルハラスメント防止対策要綱」というのを制定をしておりますので、この要綱もずっといろいろ定めがあるわけですが、この要綱によりまして、防止に関する資料の発刊であるとか、それから研修会等の実施などを警察職員一人一人に対する指導教養は一応やっておりますので、そういうセク

ハラ等の防止に対する意識高揚というのは図っているところでもあります。

○井上委員 警察官の方は、御自分が優しくしているつもりでも、聞かれているほうは非常に力のある、権力のあるところから物を言われているという感覚というのはすごくあるわけですよ。ですから、今回の場合も、なぜメールのアドレスを聞かないといけないのかというのわかりませんし、それから、パワーハラスメントととられても絶対それを、なぜ言い逃れるのかというのもちょっとよくわからないところですよ。やはり人権の問題というのは、ある意味では、本当に繰り返し繰り返し、何度も何度も研修しないとわからないところというのがすごくあると思うんですね。それで、例えば今、警察の上司の人との関係だとか、職場の人間関係だとか、やはりそういうものがなかなか警察官の心理的などころまで、一人一人のところまでは手を届かせるというのはどの職場でも難しいんだと思うんですね。

ただ、そういう意味では今、いろいろワイドショー的に取り上げられている事象みたいなを見ると、やはり警察官の方たちも非常に厳しい職場環境にあるので、なかなかそういう心理的などころまでは上司の人だつてつかめないというところにあるんだと思うんですね。だから、その辺の希薄さが形になってあらわれてきたときに、例えば、警察官の人が本来使ってはいけない拳銃を使って殺害するだとかということになっていく可能性というのは非常にあると思うんですね。

今回の事件も非常に屈折していると思うんですよ、見ていると。だから、そういうことが普通に自分は優しくしているつもりだみたいなことを言われると、何か非常に意識が低いなとい

うふうに言わざるを得ない状況ですよ。ですから、繰り返し研修されることが必要ですし、女性警察官がもっとふえるということも必要なのではないかなというふうに思います。改めてそのことについて、本部長はどのようにお考えなのか。

それから、今回の事象を受けて、警察の職員の皆さんにどのようにメッセージされるのか、そのことをお伺いしておきたいと思います。

○相浦警察本部長 前提の部分に、もし誤解があるようならばと思ひまして、ちょっともう一度前提部分を確認させていただきますが、テレビ等で流れております中身が多少細部にわたって何というんでしょうか、正確に放映されていない部分もあるような印象を私、持っています、それで、今、委員のお尋ねの中の前提の部分で、あのメールというのに关しまして、当人が、そういう嫌がらせをする意図はなかったんだということを言っておると、それが今の委員の御質問の背景にもあるような気がするんですが、それが、例えば、県警察もそのように考えているかのような印象となると非常に違ひまして、あれは彼個人の実は言い分なんですよ。私どもは、そのことについてそのとおりでとは決して思っておりません。現段階でまだ処分のことについて最終的な結了をしていないのは、背景の部分でこういうような、ちょっと民事的な争いが起きております関係上、そこの部分をよく見定めた上できっちり、要するに、処分という形でのけじめということは考えていきたいと思っておりますので、あの案件について、組織的に問題がなかったとも思っておりませんし、あのメールの内容が相手方の人に対して嫌がらせにならないなどという言いわけは、とてもじゃない、私ども通るものではないと思っております。

すので厳しく、恐らく井上委員の思っているのと同一温度である案件については見ておりますので、今後、きちんとしたまたけじめをしていきたいというふうに思っております。

それで、今のお話の内容を聞いていますと、セクハラといいますと、基本的には職場のセクハラの話で、先ほど警務部参事から説明しました職場セクハラ対策ということで、これはどの職場も同じ話かと思えます。私どもの職場は、どうしても他の公務署に比べると、結果的に女性の職員が確かに少ないという面がございますので、他の職場以上に職場でのセクハラ対策ということは意識していかなければならないと思っておりますので、今後とも、一生懸命やっていきたいと思っております。

女性の職員をもっとふやしたらいいんじゃないかというような、これはいろんな観点から検討を要する事項でございますので、職員ベースでは結構女性はおりますけれども、警察官という観点では、御案内のとおり、それほどはおりません。たしか4%台ぐらいだと思うんですけども、これをどの程度の数がいいのかということにつきましては、女性の職域をどれだけ確保できるかという問題とかも絡みますので、総合的な観点から検討はしていきたいというふうに思っています。

それとあと、別の話として、どちらかというところ、何というか、職権乱用的な点、これは刑事部長が説明いたしましけれども、職務の執行に係る部分で、これは女性の方と言わず、男性に対しても同様でございますけれども、職務そのものに疑念を持たれるようなことでありますとか、権力の乱用じゃないかと思われるようなこと、これはあってはならないことでございますので、これはもう言うまでもないことでありま

す。一つ一つの職務執行を適正に県民の方の理解を得られるようにやっていくというのは、これは基本中の基本でございますので、これはいろんな機会を通じて徹底をさせていただきたいと考えております。以上です。

○中原会計課長 先ほどの井上委員の御質問に対してお答えいたします。

まず、西都警察署でございますが、平成15年度の当初の残高でございますが、116万6,872円、16年度96万8,017円、17年度59万7,059円、18年度33万7,809円でございます。

それから、高鍋警察署でございます。15年度の当初14万7,544円、16年度当初19万8,326円、17年度当初23万2,794円、18年度当初も同じ額でございます。以上でございます。

○西村委員 台風災害時に、今回の台風4号、5号でも非常に大雨が降りまして、国道10号線初め大きい道路も大分冠水して、車が故障して立ち往生して、何台もとまっているという姿をすごく見て、その後、水が引いてもその故障した車のために非常に困っていることもあって、そのときにも警察官の方、いろいろ移動とか手助けに出られたとは思いますが、例えば、大雨が降ってきて、非常にあの道路は厳しいんじゃないかなと思ったときに、先にパトロール等して、例えば、車が入ってこないような誘導をすとか、そういう対策というのはマニュアルにあるんでしょうか、教えていただきたい。

○谷口警備部長 台風に伴う大雨の対策につきましては、さまざまな対策を事前に早め早めにとっていくのが原則でございます。今、指摘されましたような幹線道路における冠水とか、崩壊するということを防止するためには、マニュアルとしては、管内のパトロールをパトカーなどを使ってそれぞれの警察署が自分の管

内の危険箇所を中心にパトロールするというのがマニュアルでございまして、この前、4号、5号で日向あたりで大きなのがございましたが、あそこは今まで危険箇所としては入っていませんでした。大雨の対策がとられているのは、主に国道220号線の日南海岸の方は厳しい規制がとられておりますけれども、私たちのほうでも、これまでの台風に伴う災害をいろいろ参考にしながら、管理者とも協議して、警察署のほうでは早め早めに今、おっしゃられたようなパトロールなどを通じて、その被害防止または被害が発生した場合の早期の回復に取り組んでいく必要はあると思っております。以上でございます。

○西村委員 そのときも国道10号線は、がけ崩れ、また浸水で、ひどいところは全然通行どめで6～7時間全く動きがとれないと、それを知らなくてどんどん突っ込んでいくわけですね。よけいに渋滞が延びていって、さらに、それが復旧作業をおくらせるという二重三重のひどい状況になっていったわけですが、もちろんそのときに迂回路を見つけるというのも非常に——先ほど米良委員がおっしゃったように、本県のいろいろ道路事情が悪いというのもありますけれども、例えば、浸水する箇所とかは、大体その地区に行けばあそこがいつも崩れるとか、水が上がるというのはわかっているんですけども、そういうデータみたいなものとか、重点してパトロールに行こうという、そういうのは警察も把握しているのでしょうか。

○谷口警備部長 道路情報につきましては、道路情報センターというのが主にやっておりますし、管理者のほうでも道路標示の電光掲示板などの表示もございまして、そういうので通常やっているわけです。今、指摘のような災害の

場合の突発的な通行止め箇所などについては、その電光掲示板などの表示が間に合わない場合がありますし、道路情報センターでの放送が間に合わない場合もあります。そういうときには警察署のほうで判断してパトロールカー・広報車を出して広報するというのが一番だと思うんです。ただ、この前の場合は、日向のほうは北側とも南側とも非常に渋滞が激しくて、大変な思いをされたというのはよく知っておりますので、今後の対策には十分参考にしていかなければいけない事例だったというふうに思っております。以上でございます。

○西村委員 最後に、ニュース速報みたいな感じで台風時情報って出ますよね、テレビをつけていたら。あのときに、せつかく情報を多分出していると思うんですけど、テレビ上では日向市10号線一部区間通行止めとか、どこかわからないんですね、仮に日向市と言っても。あそこを具体的に日向市幸脇地区であるとか、そこら辺までをぜひ警察からも情報提供時につけ加えていただくと、ああいう渋滞とかも——非常にパニックの状態で皆さん移動していますから、特に、そういう防災時の配慮をお願いしたいと思います。

○谷口警備部長 テレビなどにおける広報は、非常に皆さん見ておられると思いますので、重要なことだと思います。どのような提供をしているのか、また取材を受けたとき、どのように回答しているのか、前回の場合、どのようなものであったか詳細は把握しておりませんが、今、委員指摘のような方法は必要だと思っております。

○長友委員 関連してですね。先ほどは台風時の交通規制でありましたけど、交通の整理といいますか、そういうとき、消防署、あるいは地

元の消防団、また建設業者さん等の協力と申しますか。そういうのが結構あると思うんですよ。最近、建設業者等が公共事業費等の縮減によりまして、そこ辺の協力あたりが少しなくなってきたんじゃないかと、薄れてきているんじゃないかという話等もございすけれども、その辺の、地域の消防団等の連携と申しますか、そこらあたりがうまくいっているのかどうか。それからまた、そういう協力の度合いというのは最近ちょっと希薄になってきているんじゃないか、それについてはどういうふうに感じられていますか。

○谷口警備部長 台風などが発生、また被害が予想されるという場合には、警察のほうは県とか市町村と連携して進めていくわけですね。その中で、情報交換が主になりますけれども、建設業者の方々の依頼のところまでは今のところ警察としては直接は入ってないところがあるんですね。それは市町村のほうで地元の建設業の方々の協会と一緒にやっておられるところがあるということは知っておりますけれども、それがどの程度のものかというのは、私のほうではちょっと把握しておりません。ただ、警察だけでもできませんし、消防だけでも無理なところがございす。また、自衛隊などに応援を依頼することも必要な場合がありますので、いずれにしろ、特に、関係する公的機関が中心になって台風災害は対応していくべきものだと思っております。その中において、一般の方々も御協力をいただく点については御協力を願わなくてはならないと思っておりますが、現在のところ警察、県、市町村、その関係が、消防を含めてですけれども、特に悪いとかいいとかいうことはないと思ひまして、非常に緊密に連携して当たっているというふうに認識しております。以上で

ございす。

○長友委員 なかなか難しいんですよ。警察の方が整理をしておれば、かなり強制力というのはあるんですけども、土木業者あたりの人がしていると、「何で通さんとか」とか、いろいろそういうのがあったり、トラブルがあったりするんですが、要は、本当に危険が予想されますし、交通渋滞というか、そういうことも発生をしますので、できる限り県、市町村あるいはそういう関係機関、さらに連携をとられて、そしてスムーズな体制が組めるようになっていけばいいと思いますので、そのあたりまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

○河野副委員長 一言だけですけれども、信号機の設置予算は1年間にどのくらいあるものですか。

○中原会計課長 信号機の新設予算というふうに認識してよろしいでしょうか。

○河野副委員長 はい、いいです。

○中原会計課長 大体年間1億2,000万程度でございす。

○河野副委員長 そんなにあるんですか。相当陳情せんとなかなかつけてもらえないという話ですが。

○中原会計課長 信号機も種類によって1基当たりの値段というのは随分違うんですが、高いのは700~800万から、簡単な信号機になりますと300万程度でございす。県民の方の要望が現在でも400件近く交通部のほうに来ておるというふうに承知しておりますけれども、なかなか限られた予算の中では設置していくことが困難ですけれども、今年度も26基設置していく計画でございす。以上でございす。

○河野副委員長 これは交通違反の反則金を信号機等に回すという話も聞いたことがあります

が、それは本当ですか。

○柄本交通部長 今、信号機の予算は、全部県単でやっております。16年度までは国からの補助もあったんですが、今は県単、県費でやっております。反則金は一応国のほうに全部入ります。それぞれ今度は県のほうに特別交付金ということで入ってきますので、その中からいろんな交通安全施設、信号機に限らず道路の改良も含めまして、そういうものに使われておるということでございます。

○太田委員長 ほかにありませんか。

それでは、ないようですので、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様には大変御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時36分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について教育長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○高山教育長 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、説明に入ります前に、おわびを申し上げたいと思います。不適正な事務処理についてでございます。教育委員会におきましては、前回御報告いたしましたように、6つの所属で預けが判明をいたしております。このような事実が確認されましたことは、議会及び県民の皆様方に大変申しわけなく思っております。深くおわびを申し上げます。教育委員会といたしまし

ては、県民の皆様のご信頼回復に向けまして、職員の意識改革に取り組みますとともに、このようなことが一切起こらないように、再発防止に向けまして全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

次に、お礼を申し上げます。7月から8月にかけて実施をされました常任委員会の県内調査並びに県外調査についてでございます。県立宮崎西高等学校附属中学校、日南養護学校を初め、各学校等を調査をしていただきまして、委員の皆様から貴重な御意見をいただきました。まことにありがとうございました。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。今回御審議をいただきます議案は、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」並びに議案第8号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」の2件でございます。また、その他の報告事項といたしましては、「不適正な事務処理の調査結果について」など4件でございます。

このうち、補正予算についてでございますが、委員会資料1ページをごらんいただきたいと思います。今回の教育委員会の一般会計の補正予算は表の下のほう、太線で囲んでおりますけれども、計の欄に記載しておりますように、5,142万1,000円の増額補正をお願いいたしておりまして、補正後の額は、1,161億3,831万7,000円でございます。

内容につきましては、高等学校等育英資金貸与事業基金の積立金等の3件で、国庫補助や国庫委託の決定等に伴います補正でございます。私のほうからの説明は以上でございますが、引

き続き、担当課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○梅原総務課長 それでは、不適正な事務処理の調査結果について御報告申し上げます。資料は別冊と書いております委員会資料でございます。

1 ページをごらんください。教育委員会では6つの所属で預けがありまして、その預けの総額は、表の中ほどA+Bの欄でございますが、2,500万円余となっております。また、使用総額は、その隣のCの欄でございますが、2,400万円余となっております。また、書き換えや不適正な現金については該当はございませんでした。

次に、2の預けの状況で、(1)所属別の内訳でございます。各所属とも預けを行ってございました事業者は、それぞれ各1社でございますが、その事業者の業種は文具、事務機器等となっております。所属ごとの預けの状況は表のとおりでございますが、主な概要について御説明をさせていただきます。

まず、南那珂教育事務所の欄をごらんください。一番表の右側に、最終預入日の欄がございます。18年4月10日となっております。これは戻っていただきまして、表のBの欄14年度から19年度までの入金総額の欄に43万6,000円余とありますが、このうちの一部が18年4月10日に入金をされていたということでございます。この4月の入金分は24万6,435円でございます。したがって、残りの18万9,735円につきましては、17年度以前に入金がなされたものでございます。

次に、この4月に入金をされました24万6,000円余の内容を見てみますと、これは年度末に予算消化のため17年度予算の需用費を執行したものでございます。用途は封筒やバインダー、コ

ピー用紙となっております。その状況でございますが、例えば、バインダーで見ますと、3月13日に発注し、3月23日に納品予定、支払いが出納整理期間中の4月10日となっているものでございます。これらの状況につきましては、所属の支出関係書類、及び業者の帳簿や伝票等により確認をいたしたところでございます。

次に、五ヶ瀬中等教育学校の欄をごらんください。同じく最終預入日が18年4月7日となっております。先ほどと同じくBの入金総額の欄を見ていただきますと、108万円余と記載されておりますが、このうちの8万8,851円が18年の4月に入金されている分でございます。これも学校がみずからの所属の17年度予算でつくった預けでございます。また、B欄の入金差額100万円がございますけれども、これについては、他所属から配分を受けたものでございまして、後ほど次の表で御説明を申し上げます。なお、五ヶ瀬中等教育学校につきましても、これらの入金に係る書類につきましては、先ほどの南那珂教育事務所と同様の調査を行いまして、確認を行ったところでございます。

以上、最終の預入日が18年4月の日付となっている所属が4所属ございますけれども、これら各所属につきましては、いずれも南那珂教育事務所と同様の調査を行いまして、自己所属の予算から預けを行った分につきましては、すべてが17年度予算の執行に係るものであることを確認したところでございます。

次に、(2)の主な用途等についてでございます。西臼杵教育事務所の欄をごらんください。預けの配分を行った状況の欄に五ヶ瀬中等教育学校へ平成17年度に100万円の配分を行っております。また、西臼杵教育事務所の隣の欄で配分を受けた状況ですが、平成14年度に西臼杵支庁

から200万円の配分を受けております。このうちの100万円を消化するために、17年度になりまして五ヶ瀬中等教育学校に再配分をしたものでございまして、先ほどの五ヶ瀬中等教育学校の入金総額と最終預け入れ金額との差の100万円はこの分が該当をいたしております。

次に、同じ表でございしますが、使途についてでございます。主な使途につきましては、ここに書いておりますように、すべてが備品及び消耗品に係るものでございます。確認に当たりましては、まず、各所属からの報告を求めたところでございますが、各所属は、所属内の書類あるいは過去の在籍者からの事情聴取を行いますとともに、業者からの聴取あるいは業者が管理する帳簿等で確認を行いまして、その報告に当たりましては、各所属長の自筆の署名押印を求めまして、虚偽の報告がないように努めたところでございます。また、その後、私ども総務課の職員が実地調査を行いまして、各所属やそれから業者からの聴取、帳簿の確認等を行ったところでございます。なお、私どもが確認をいたしました業者の帳簿につきましては、出納簿の様式で年月日、品名、数量、単価、金額及び消費税額等が数年にわたって記入をされておりました。この帳簿が業者の管理用で、外部に見せる目的で作成をされていたものではないということから、この帳簿の記載については、作為的な記載はないと判断をいたしましたところでございます。また、このような調査のほか、全庁調査でも改めて業者への調査を実施してございまして、所属からの報告と相互チェックをいたしましたところでございます。このように、使途の調査に当たりましては、特に、私的流用が疑われる案件がないかということについて、十分に留意して調査をいたしましたところでございます。

このような調査の結果、預けの使途は、すべて事務の用に供するものでありまして、私的流用は認められなかったところでございます。

次に右側、2ページ3番の使途の状況をごらんください。不適切な支出とありますけれども、このうちの2番「公務に関連した使途であるが、職場の親睦会等で負担すべき内容の使途」と分類された所属が2所属、2万2,886円ございました。その内容につきましては、その下の4番の表に書いてございます。香典袋やティッシュペーパー、ポット、台所用品等でございます。これらの品物につきましては、特に、台所用品等につきましては、来客用のほか職員用にも使用することがあるのではないかということから、不適切な使途と分類をされたところでございます。以上が今回調査の結果の概要でございます。

私からの御報告は以上でございます。

○鶴田財務福利課長 財務福利課からは一般会計補正予算について御説明を申し上げたいと思います。平成19年度9月補正歳出予算説明資料、ちょっと分厚い資料でございますけれども、この説明資料をごらんいただきたいと思います。財務福利課のインデックスのところ、ページで申しますと101ページについて御説明申し上げたいと思います。

今回の補正額は、一般会計で4,511万7,000円の増額をお願いしているところでございます。補正後の予算額につきましては、特別会計を合わせまして82億3,932万1,000円となっております。

103ページをお願いいたします。補正の内容について御説明いたします。上から5行目でございますように、高等学校等育英資金貸与事業基金積立金に4,511万7,000円を計上しております。これは以前の日本育英会、現在の

日本学生支援機構から事業を移管された奨学金の交付額が当初の計画を超える決定がなされたこと、さらにはまた、この交付金の基金運用利息、この増額によるものでございます。財務福利課からは以上でございます。

○飛田学校政策課長 学校政策課でございます。今のお手元の冊子、19年度9月補正歳出予算説明資料の105ページをお願いいたします。学校政策課関係の補正予算について説明をさせていただきます。

今回の補正は、国の依託事業決定に伴うもので一般会計で480万5,000円の増額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の額は21億7,562万4,000円となります。

補正の内容につきましては、めくっていただきまして次の107ページをお願いいたします。5段目になりますが、(事項)生徒健全育成費の問題を抱える子ども等の自立支援事業において、不登校やいじめ、非行等問題行動に対応するため、どう効果的な取り組みをするかというようなことの調査研究事業を日南市と都農町に国から委託することによるものでございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、次にお手元の文教警察企業常任委員会資料のほうをお願いいたします。資料の2ページをごらんください。議案第8号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の改正理由につきましては、西諸県地区総合制専門高校の新設並びに小林工業高校及び小林商業高校の閉校に伴い所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、別表第一に県立小林秀峰高等学校を追加し、県立小林工業高等学校及び小林商業高等学校を削除するもので

ございます。

少し、校名につきまして説明をさせていただきますが、校名につきましては、県民の皆様方から公募させていただき、いただいた案をもとに検討させていただきました。その結果、小林秀峰高等学校が最も適切と考え、議案として上程をさせていただいたところでございます。校名の秀峰は、再編成する高原高校を含めた3校におきまして、校歌、PTA新聞、同窓会館、校章、そういうものにそのデザインとか文字が使われております。それで、その3校には非常に愛着が深いものであるということが一つでございます。それから、西諸県地域のシンボリックな山々であります霧島連山にちなんでいるということ、さらには、秀峰というのは、高くそびえ立つ美しい山という意味でございまして、理想の姿を求めるといふ新しい高校の名称として、最もふさわしいと考えたところでございます。

3番の施行予定につきましては、県立小林秀峰高等学校の追加は、平成20年1月1日、県立小林工業高校及び小林商業高校の削除は、平成22年4月1日を予定しております。また、平成23年に再編予定の高原高校につきましては、閉校を迎える平成24年度に議案を上程させていただきたいと考えております。

なお、3ページに新旧対照表をつけさせていただきました。後ほどごらんいただけますとありがたいと存じます。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、4ページをお開きください。第31回全国高等学校総合文化祭島根大会の結果について報告をさせていただきます。高校総合文化祭というのは、高校総体の文化部版の大会とお考えいただくとありがたいと思います。

まず、1の大会の概要ですが、平成19年7月29

日から8月2日まで、松江市を中心に演劇など18の部門で大会が行われました。全国の高校生の参加者は約1万9,000人、本県からは264名の高校生が参加いたしております。

2の本県入賞者についてであります。書道部門で日南高校3年生の鬼東桃子さんと都城西高校3年生の末原祐貴君が特別賞を受賞いたしました。また、将棋部門では宮崎商業高校1年生の榎木幸平君が男子個人戦5位という優秀な成績をおさめました。ほかにも上位入賞には至らなかったんですが、10位とかそういう成績も幾つかありました。このほか、吹奏楽とか合唱とかいう部門におきましては順位がつきません。そういう部門でも精いっぱいすばらしい発表をしてくれました。

なお、一番下に示しておりますように、本大会は、平成22年に宮崎県で開催するということが内定しております。開催に向けて高校生の文化部の育成とか大会の準備を進めているところであります。以上でございます。

○得能スポーツ振興課長 スポーツ振興課関係について御説明をいたします。歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、109ページでございます。一般会計で149万9,000円の増額補正をお願いいたしております。これによりまして、補正後の予算額は右から3列目でございますが、13億1,046万2,000円となります。以下事項別に御説明をいたします。

111ページをお開きください。(事項)社会体育指導費でございます。149万9,000円の増額補正をお願いいたしております。財源はすべて国庫支出金であります。

内容といたしましては、1の新規事業「総合型地域スポーツクラブを核とした活力ある地域づくり推進事業」でございます。事業名にごさ

います総合型地域スポーツクラブについてでございますが、これは文部科学省が力を入れている取り組みでございます。単一の種目のクラブと違って、地域に住んでいるだれもが、年代、性別にかかわらず、興味・関心や競技レベルに応じて気軽に参加ができるといった地域住民が主役の新しいシステムのスポーツクラブであります。本県におきましては、平成15年の宮崎市の東大宮スポーツクラブを皮切りに、県内の5市1町に10のクラブが設立されており、さらにその他の市町におきましても、クラブ設立に向けての機運が高まりつつある状況にあります。今回の新規事業は、活力ある地域づくりを推進するために、指定された課題の中から女性のスポーツ参加機会の向上を課題として選択をし、既に設立されましたえびの市にあります一つのクラブをモデルとして、スポーツ教室の開催や地域住民への啓発活動などの取り組みを行うものでございます。この事業により当該クラブが活発になるとともに、地域全体の活性化にもつながるものと期待をいたしております。また、その成果を他の地域やクラブに波及させたいということも考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、報告事項を2件申し上げたいと思います。平成19年度全国高等学校総合体育大会、それから全国中学校体育大会の結果についてであります。常任委員会資料の5ページをお開きください。

まず、佐賀県を中心に開催されました全国高校総体の結果についてでございます。団体の結果は、新体操男子の小林工業高校の2位を初め、9競技10種目が入賞を果たしました。個人の結果につきましても、資料に太字で示してありますとおり、柔道女子個人63キログラム級の宮崎

商業高校の菊川優希さんと、卓球女子ダブルスの日南学園高校の加藤亜理紗さんと天野友未さんのペアの優勝を初め、11競技延べ28種目で入賞を果たしております。

次のページをごらんください。これらの結果を過去の結果と比較いたしますと、一番上の表に過去3カ年を含めた入賞数の推移を示しておりますが、ここ数年でも最も多い入賞数になっております。特に、個人は昨年度を12種目も上回った結果が出ております。

次に、全国中学校体育大会の結果についてでございます。団体の結果は、資料に太字で示しております。サッカーの日章学園中学校の2年連続優勝を初め、3競技4種目の入賞を果たしました。個人でも同じく太字で示しておりますが、陸上競技女子800メートルでの三股中学校の巢立美樹さんの優勝を初め、3競技延べ6種目で入賞を果たしております。また、下のほうに参考として掲載いたしておりますが、全国中学校体育大会に準じる大会におきましても、空手道男子団体組手の富田中学校の優勝を初め、2競技3種目で入賞を果たしております。競技団体が主催をいたします入賞数を加えますと、本年度の入賞数は13種目ということになります。過去の成績との比較をいたしますと、団体、個人ともに飛躍的に伸びた昨年度に続いて多くの入賞者を出しているところであります。これらの結果は、指導者の熱心な指導によることはもちろんであります。県の施策として取り組んでおります競技力向上推進校の指定やトップアスリート育成事業など、本県の少年競技力向上への対策が着実に実を結んできているものというふうにとめております。

次のページをごらんください。2件目は、大分県で開催されました国民体育大会第27回九州

ブロック大会の結果でございます。

まず、夏季大会における九州各県の成績一覧でございます。一覧表の丸数字は、九州ブロックの通過順位を示しております。本県の成績を見ていただきますと、番号2のサッカー少年男子、4の山岳少年男子、5のカヌー成年男子カナディアンシングル、成年女子スラロームカヤックシングルがそれぞれ九州1位での通過を果たしましたが、夏季大会の合計では昨年度より1競技1種目少ない4競技8種目におけるの代表権獲得となっております。

次のページをごらんください。2ページにわたります。秋季大会の成績を示しております。番号1のテニス成年男子や8のソフトテニス少年男子、9の卓球成年男子、少年女子など5競技6種目で優勝を果たし、番号3のボクシング少年男子や5の新体操少年男子、7のハンドボール少年女子、12のフェンシング成年女子など、6競技7種目での準優勝がございました。

9ページの表の一番下に秋季大会の合計を示しておりますが、昨年度より1競技4種目少ない14競技23種目でブロック通過を果たし、本国体の代表権を獲得いたしております。夏季大会と秋季大会を合わせますと18競技31種目と、昨年度よりブロック通過数を減らしましたが、内容的には、優勝や準優勝などの上位通過が19種目となっており、秋田国体での活躍は十分期待されると考えおります。

本国体となります「秋田わか杉国体」は、9月29日から10月9日まで秋田県で開催されることになっております。大会開催までわずかとなりましたが、来週の25日に行います本県選手団の結団壮行式では、大変お忙しい中に太田委員長に激励をいただく予定になっております。本県選手団がチーム宮崎とし気持ちを一つにし、

持てる力を遺憾なく発揮してもらうために、私
たちも気持ちを引き締めて臨みたいというふう
に思っているところです。どうか御支援をよろ
しくお願いいたします。以上でございます。

○太田委員長 それでは、執行部の説明が終了
しましたが、ちょうど昼になりましたので、こ
こで暫時休憩をいたしまして、再開を1時10分
からとしたいと思います。よろしくお願いいた
します。

午後12時5分休憩

午後1時10分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

午前中説明が終わりましたので、ただいまか
ら質疑を行います。最初に、議案についてであ
りますが、議員の皆さんから何か質疑ありませ
んでしょうか。

○福田委員 奨学金の関係ですが、私、内容を
詳しく知らないものですからちょっと教えてほ
しいんですが、せんだって、新聞報道で奨学金
の未償還の金額がかなりの額になることが――
大きい金額でしたね。ちょっと記憶していませ
んが、報じられておりましたが、本県ではどう
いう状況なのでしょうか。

○靄田財務福利課長 今、お尋ねの奨学金の未
済の件ですけれども、本県もかなりたくさん
の額がございます。ちなみに――ちょっとお待ち
ください。失礼いたしました。平成18年度の段
階で未済額が7,667万2,000円余でございます。
大体7,660万程度の額が未済として残っており
ます。

○福田委員 本県としては、奨学資金の貸し付
けに対する未済額の比率というのは、比較的
全国基準よりか低いと、償還が非常に好調とい

ふうに判断していいですか、その金額からは。

○靄田財務福利課長 ええ、おっしゃった部分
については、本県はかなり償還率はいいほうじゃ
ないかと、ちなみに、償還率は72.2%の償還率
ということになっておりますから、本県とすれ
ば、全国的にはいいほうじゃないかと思ってお
ります。

○福田委員 安心をいたしましたが、実は、報
道の末尾に公的な資金を受けて学校を卒業し、
それぞれ立派な社会的な活躍をしている方が、
償還に応じないケースが多々あるということが
書かれていましてね。あえて質問いたしたん
ですが、これはそういう3割内外の方に対しても、
そういう償還できないような事情がある方もい
らっしゃると思います。もう少し詰めてい
ければ、もっと償還率が上がっていくことが可能
ではないかと考えるんですが、今、督促等をさ
れた段階からどういう状況にございますかね、
本県の場合は。

○靄田財務福利課長 修学支援担当というリー
ダーを中心に行っているところでございますけ
れども、特に、債権管理員、奨学金を取り立て
るといいますか、督促をお願いする3名の非常
勤の方々も雇って行っているところでございま
す。毎月定期的に償還関係もお願いしておりま
すし、そういう地道な活動を行っております。

それともう一点は、やはりどうしても逆の発
想が必要じゃないかということで、今年度新た
な事業展開を考えているところでございま
すけれども、というのは、奨学生その者が知らない
段階で奨学金をもらっているという、ですから、
保護者のほうなりが申し込んで、そのまま保護
者の口座に入ってしまう、特に、高校あたりは。
子供は高校から大学を卒業してそのままという、
その段階でいきなり奨学金を返してくださいと

いう文書が来ても、その奨学生その者がびっくりするという状況等もございますので、今の段階では、特に、進路指導の高等学校の先生等を通じながら、地区での説明会、こういう育英会の奨学金制度がありますよとか、保護者を交えた中での、子供を含めたそういう説明会等を行って周知徹底を図っていると、そういうことでございます。以上でございます。

○福田委員 非常に大事な事業を展開されておりました安心をいたしました、やっぱり公的な資金の援助を受けて学校を出してもらって社会に巣立っていくわけですから、その御恩を忘れないような教育もしてほしいと、このように考えております。以上であります。

○米良委員 議案第8号に関連してでございますが、総合性専門高校の新設ということと、それから高校の再編成、統廃合ということ、2つ照らし合わせて考えたときに、新しい専門高校の新設もそうでありますけれども、やっぱり少子化という、そういう時代背景があって、今後、本県の高等学校におけるそういう統廃合というもの、顕著というところと語弊があるかもしれませんが、向こう10年間を見通したときですね、固有名称は結構でございますけれども、その間にやっぱり余儀なくされるであろう統廃合、県内でどのような推移をしていくのか、そこらあたりをわかっておればお話いただけますといいんですが。

○飛田学校政策課長 私たちも非常に問題意識を持っておまして、現在は、今のところ平成15年に策定しました再編整備計画をきちっと進めるということに全勢力を注いでおまして、それがこれから先5年先までを見通して計画をしております。24年までですね。その後につきましても不断の見直しが必要だと思っております

し、大きな再編整備計画そのものじゃない部分でも、例えば、地区ごとの生徒数の増減等とかあるいは産業構造によって学科を改編していくとかいうこともやっております。具体的にそこから先をどうするかということは、まだ今、見直しを不断にやっているという段階でありまして、展望を今申し上げらるようなものは持っておりません。

○米良委員 同じ関連をしてでございますが、高校から大学に進学をしていく比率もだんだん高くなってきておるわけですがけれども、地元に残ってそういう皆さんたちが就職をしていくという、その背景を考えますと、知事が1万人雇用とかよく言っていますけれども、残念ながら、その工場誘致もなかなかままならないという背景があるわけですがけれども、そこらあたりと県教育委員会と、子供たちの就職の関係ですよね、それと今、言ったように、商工観光労働部が所管をしている工場誘致の問題、それは非常に私は不可分な関係にあると思うんですよ。そこらあたりを課長、議論をしたことはありませんか。

○飛田学校政策課長 まさにおっしゃるとおり、商工と我々も一緒にいろんな行事に参加させていただいておりますし、いろんな協議会を一緒に持っております。例えば、再編整備をする場合にも、例えば、西諸でいいますと、工業高校、商業高校、それから農業に関する学科、福祉に関する学科があるんですが、やっぱり地元の人材を育てるという意味で、地元でそういう子供たちが学べる場を残したいということで、生徒数は減るけど活力があって、そういう子供が新たな魅力があるというような視点で考えてきました。今、委員がおっしゃったような視点では商工あたりともいろんなことをしますし、それから、例えば、商工会議所とかいろんな団体に

も私どもが持っております会にも来ていただいたり、産業教育審議会とかあるいはそういう地区ごとのいろいろな会議に来ていただいて、できるだけ職員もそういうことに触れたり、それから子供たちにもそういう方々と手をとってインターシップをさせるとかで、そこでまた地元企業のよさを認識させたいということを一生涯懸命取り組んでいるところでございます。

○米良委員 そこらあたりも力量をぜひひとつ発揮をしていただくように要望を申し上げたいと思っております。

それから、秋季大会の九州ブロック大会の結果をさっきお話をいただきましたが、かつて私ども10年ぐらい前からでしょうか、競技力向上なり、国民体育大会が開催されるたびに、しりから数えて3番目、4番目という長い歴史があったわけです。

きょう、お話を聞きますと、14競技23種目で九州大会でかなりのいい結果を出したということですが、こういうものを踏まえて、これからスポーツ振興課としては、さらに磨きをかけるとすれば、どういうところに力を注いでいかなきゃならんのかという、将来を見通したときのそういう取り組みということを御披瀝願うとありがたいと思ますけど、どうでしょうか。

○得能スポーツ振興課長 非常にいろんな強化をするためには要素があるわけですが、1つは、選手の育成ということではいわゆる小中高の一貫した指導体制、これをずっと取り組んでまいりまして、今回、先ほど御説明申し上げましたけれども、高校総体のほうで、例えば、カヌー競技あたりが非常に昨年よりもふえて、9種目ぐらい入賞を果たしているわけでありまして。1つの例ですけれども、これはこれまでずっと取り組んできた、そういった生かしの体制、

連携による体制の一つの大きな成果ではないかなというふうに思っているところでありまして、地域によりましては、既に、そういった体制が徐々にできつつある地域もございます。中学校から高校にかけて指導者もお互いに交流を深めながら、地域一体となって公私の別を度外視して、一緒に子供たちを育て鍛えているといったようなことで、選手の育成については取り組んでいるところであります。

今後、これについては引き続き取り組んでいきたいと考えておりますし、また、何よりも指導者の養成、資質を高めるということも非常に大事な要素かというふうに考えているところなんです。これにつきましても、指導者の数にも限りが——特に学校の先生あたりを考えたときに限りがございますので、その辺については、先ほど申し上げた中高一体となった指導者の連携を図った指導、あるいは資質を高めるために、中央のすばらしい成果を上げている指導者のもとに、本県のほうから何名かずつ指導を受けに行くといったような事業だとか、あるいは県内にも、全国のすばらしい成果を上げられた、すばらしい指導者の方をお招きして、研修会、講習会等を実施をしているという状況がございます。これらにつきましても、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○米良委員 そこで、その当時議論をしてきたことは、やっぱり小中高一貫したそういう流れの中で、子供たちを育成するというのも大事でしょうけれども、その指導者たる先生がその学校でどうその能力を発揮するかという、その資質の問題だと、こう思っておりますが、やっぱり50校——何校ですかね、高等学校は。満遍なく体育にすぐれたそういう先生たちをそろえ

るというのも一概には無理なこともあると思いますけれどもね。今度、教育委員会が出された教職員の人材育成プランの中では、そういうのが明記してないんですよ。そこらあたりはどこ辺で理解をすればいいんですかね。課長、わかれば教えていただけませんか。

○堀野教職員課長 人材育成プランの中では採用という項目がございますけれども、そういったスポーツ指導についても重要な部分だというふうに考えております。採用につきましては、平成9年度から採用試験の中で特別選考でスポーツ枠というのを設けております。これによりまして年次的に採用もしてきておりますし、昨年度は、2名の方がこのスポーツ枠で採用になったということがございます。以上です。

○米良委員 最後にしますが、その枠がですよ、学校と学校の数、あるいは中学校の数からするとね、案外、先生方がそういった専門職を發揮していくような人材はおられましても、人員が私は足りないんじゃないかなという気がしてなるのですよ。そこらあたりはどのようにこれから取り組まれますか。

○得能スポーツ振興課長 そういった状況がございまして。それで、今現在取り組んでおりますことの一つに、地域にいらっしゃる指導者の方々、こういった方々はすばらしい指導技術を持っている方々もいらっしゃいますので、そういった方々には県内約200名ぐらい現在お願いをして、各学校で主として技術指導になりますけれども、そういったことをお願いしていると、それ以外にも、学校によりましては地域の方にまたお願いをして、もちろん顧問はいるわけですが、地域のそういったすばらしい指導技術を学校のほうにも十分活用させていただきたいと、そのような対策も今、とっているところ

であります。

○太田委員長 ほかにありませんか。議案のところで、予算のところと公の施設に関するところですが、予算に関連するものは……。

○宮原委員 これは学校政策課ですね、408万5,000円、不登校といじめということで、日南市と都農町のほうに委託ということでしたよね。これは特別日南と都農に何かこういった問題があってということなのかということをもまず聞かせてほしい。

○飛田学校政策課長 実は、この事業は国費の事業でありまして、今、委員が指摘された2つの市町だけが特別にということではございません。実は、今年度からの国の事業でありまして、学校の相談体制を充実するためにカウンセラーとか、いろんな手だてを打っているんですが、それとはまた別の視点のものでした。それで、全市町村に照会をかけた上で、市町村が国に出す書類の作成等を私たちも支援いたしました。最初は、国の枠がある程度限られておりまして、宮崎県がまず委託を受けることができました。宮崎県と延岡市と宮崎市が採択をされまして、実はそのときに、日南市と都農町も希望なさったんですが、最初の第1回目の選定では漏れました。それで、追加募集がありましたもんですから、日南市と都農町とじっくり相談しまして、また計画をもう少し練り直して、今度出したら採択をいただいたということでございます。以上でございます。

○宮原委員 今、話は大体わかりましたが、こういった事業をいろんな形でやられるんだろうと思いますが、これは単年度、1年なんですか。何年か、複数年のものなんですか。

○飛田学校政策課長 2年間にわたる事業だというふうに指定の条件についております。

○宮原委員 この金額を2つの市町、どうやって割られるのかはあれなんです、具体的にはどのような形に使われるのでしょうか。

○飛田学校政策課長 これは国と委託契約を結ぶ段階で最初から指定がしてありまして、中身としてはどんな使い方をするかといいますと、自立支援指導員、実際にいろんな問題事例とかの対応とか連絡調整をする人を配置する、それから組織的な対応をするために、いじめ・不登校等総合支援運営協議会、今は市町村教育委員会とか教育事務所がやっていますが、それをパワーアップするような形。それから、何かがあった場合、非常に厳しい困難な事例があったときに、サポートチームを編成してすぐそれに対応できる、そういうようなことを実践的に研究すると、研究委託事業ですので、そういうことが内容でございます。

○太田委員長 いいですかね、議案についてはいいですか。なければ、その他の報告事項ということで、不適正な事務処理その他の報告についてであります。

○西村委員 不適正な事務処理の調査結果を今いただきまして、もう既に出ています全庁調査報告書とあわせて、非常に西臼杵支庁を中心として五ヶ瀬中等教育学校また教育事務所ですね。この西臼杵に係る問題というのは、今回のいわゆる裏金問題の中でも非常に核の部分だと思うんですが、特に、教育予算云々ということは、どうしても、子供たちのためと言われると非常に追求しづらい部分はあるんですけども、特に、きょう説明にありました西臼杵支庁、五ヶ瀬中等教育学校、また教育事務所のいわゆる不適正な事務処理でつくったお金の移動があるという話があった中で、非常にこの額のやり取りが大きい。また、直接は違うかもしれませんが、

西臼杵支庁は5月31日の報告を出すまでに非常にぎりぎりまでお金を移動していて残高はゼロという、非常に悪質なものを感じるわけです。特に、中等教育学校、教育事務所に西臼杵支庁よりお金が移動しているんですが、これは「ちょっとお金がないからそっちから回してくれ」とか、「こっちに余裕があるからそっちに回す」とかということは、だれが権限を持っているらっしゃったのでしょうか。

○梅原総務課長 ただいまのお話にありましたように、西臼杵地区におきましては所属が複数挙がっておりますけれども、西臼杵教育事務所の200万円、平成14年度に西臼杵支庁から受けました配分については、西臼杵支庁の預けの消化のために西臼杵支庁のほうから消化を依頼されたものでございます。

また、五ヶ瀬中等教育学校につきましては、この200万円のうちの100万円について、西臼杵教育事務所から中等教育学校に対しまして、消化を依頼をされたものでございます。以上でございます。

○西村委員 それを渡す、渡さないというのはおのおの担当者がいらっしゃるでしょうが、それはどなただったのでしょうか。

○梅原総務課長 今回の預けの件につきましては、直接の担当者及びその上司となります総務課長、ここが掌握をしておったということでございます。

○西村委員 今の説明によると、移動しているのはもう本庁の方も知っていたということですか。

○梅原総務課長 ただいま申し上げました総務課長というのは、教育事務所の総務課長でございます、出先限りでの話でございます。

○西村委員 今回、西臼杵支庁の額もそうであ

るし、最終的に残高をゼロにした経緯等、一番焦点になっているわけですが、特に、最終預け入れ日はことしの4月26日でありながら、もう5月31日には残高がゼロになっていると、非常にばたばたとお金を使ったようにしか感じられないわけです。その中で教育事務所また五ヶ瀬中等教育学校も、すごく関与しているように見えてしょうがないんですけれども、これ以上のもの、今、話をいただいた100万円単位の移動以外はなかったんでしょうか。

○梅原総務課長 西臼杵地区におきましては、ただいま申し上げた以上の配分に関する動きはございません。以上でございます。

○西村委員 五ヶ瀬中等教育学校の額も1,300万残高があって、使用総額も1,400万、どうしてもこれだけの額を費やさないといけないような設備の不十分というものがあつたのか、逆に、1,400万残っているから欲しいものは何でも買ってしまえということでは費やしたのか、非常にそこは大きいと思うんですが、もう恒常的にずっともうあれが欲しい、これが欲しいと、せっぱ詰まった状況だったんでしょうか。

○梅原総務課長 五ヶ瀬中等教育学校の預けの額についての経緯でございますけれども、実は、14年度当初に1,300万円余の残高がございましたが、この分につきましては、私どもの調査では平成6年度の開校時から預けが行われていたということでございます。ただし、その13年度以前の書類・帳簿等については、業者も破棄をしておりますので、それで、代がわりのために証拠書類がございませんので、事情聴取によらざるを得なかったわけでございますが、開校時に今後の学校の充実強化を図るために、各所属から協力をいただいたというふうなことでございます。ただ、当時、新しい学校の開校に当た

りまして、施設や備品等については十分な手当てがなされておったということでございます、主に当時は消耗品等に当てておった、要するに、生徒の使うプリントですとか、そういったコピー用紙代ですとか、そういったものに当てられておったのが中心のようでございます。後年度になりまして、パソコンとかあるいはデジタルカメラですとか、あるいは女子寮の放送設備といった一部備品等にも使用されておりますが、中心は消耗品であったというふうに聞いております。以上でございます。

○西村委員 ということは、本来ならきちんと予算計上して、こういうものが必要だということを経済的な手続をとれば、十分に予算をつけることが可能であったものが、例えば、自分たちにはもうこれだけのプールがあるわけだから、そんな面倒くさいことをしなくても、いざとなったらあれ使えばいいわというような、そういう意識の希薄さというのはなかったんでしょうか。

○梅原総務課長 預けがあるからといって、翌年度の予算要求においてその分を減じて要求するといったようなことはなかったと思っております。

○西村委員 最後に、今さらという部分もありますけれども、買われている物が非常に高価なものを購入しているわけですね。100万円以上、200万円以上するような物もここに書いてありますとおり、非常に高価な物でありますから、そういうものを自分たちの裁量で使っていくというのは非常に問題があると思えますし、もっと言えば、五ヶ瀬中等教育学校ばかりが、県も特に重要視している学校でありますから、そういう意味であの学校だけは手厚いんだというような、逆にほかの学校から見たら、非常に不均衡というか、不公平な感じも受けるわけです。

今後もちろんこういうことが再発しないような防止策は当然でしょうけれども、一度この西臼杵地区というものは非常に悪いイメージが今回ついていますから、再発防止にはぜひまた一段と厳しい対応をお願いします。

○井上委員 西村委員に関連して、不適正な事務処理についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

私も、代表質問で大枠のところは取り上げましたので、大枠のところは預けの実態もそれから書き換えの実態も存じ上げているというふうに理解していただいて結構だと思います。

それで、ただ非常に幾つか疑問が残るのは、主たる用途ですよ、使っている内容ですよ。預けをして——今、西村委員からも出ましたように、西臼杵支庁を中心にお金がそこからこっちに行ったりあっちに行ったりしながら、本来の予算の執行の仕方とは全く違ういろいろ形でお金が動くということについては、これは本当にあってはならないことだと言わざるを得ないと思うんですよ。

それと、大体こういうものを買うときに、例えば職場の皆さんに「今回、どういう物がほしいですか」みたいなことを言って決めているのか。そして、本来はこの決定権などというのは、「今回は五ヶ瀬中等教育学校の放送設備を買しましょう」などという、こういう決定権などというのほどあなたが持っていたということなんでしょうか。

○梅原総務課長 まず、物品の要求の職場内における状況でございますけれども、ただいま委員がおっしゃいましたように、職員からの要望ですね、「こういった物品がなくなったので買ってほしい」と、そういったものが庶務の担当者のほうに申し出がございます。そういったもの

を受けまして、担当者のほうが支出関係の書類を起案をいたしまして決裁をいたします。決裁については所属長が決裁をいたしますので、最終責任者は所属長ということになりますけれども、実際には、そういった物品の数量でありますとか、どういった品番といいますか、どの程度の品物を入れるか、そういったものについては、総務の責任者となる総務課長、学校でありますと事務長が最終的に判断をするということになっておったと思います。

○井上委員 ですから、今回、私、代表質問でもちょっと申し上げましたけど、常態化しているということは、そこにいる人たちは、おおよそこのことについては知っていて、先ほどちょっと県警のほうにもお話を聞いたんですけども、本来預けとして金があるものと、一般の財源の分と合算してゼロにするなどという予算の使い方ができるという状況がちょっと信じられないんですよ、普通感覚から言えば。帳簿上もそうですし、予算の執行の仕方についてもそれは非常に問題があるのではないかというふうに思うんですよ。例えば、職員の方の要望で、これを買いましょうと、それで、そこに総務課長と言われる方が事務長さんか、その方たちが「いいですよ。買っていいですよ」というふうに決定権を持つということは、それについては、本当にみんなが認知した上での予算のあり方であったというふうに、預けは裏金、余りにも透明性のある不適正な処理だからですよ、だから疑問がちょっと残るんですよ。それと金額的にも高額であると。丸ごと預けてしまうということには非常な疑問点が残るわけですよ。

それで、この執行の仕方そのものが不適正であるという指摘すら起きなかった。大体放送設備などを裏金で買うなどというのは、ちょっと

考えられないですよ。こういう非常に大っぴらに生徒も使い、みんなも使う物が裏金で買われるということがちょっと認識ができないんですよ。こういうものは絶対正規の予算で挙げでは通らないものなんですか。

○梅原総務課長 今回の使途に挙げられております備品、消耗品につきましては、本来の予算で計上すれば、すべて予算で賄えたものだと思っております。

しかしながら、今回、預けで対応したことについては、やはり予算を上回る需要が生じた場合ですとか、例えば、その放送設備につきましては、本来予算の段階で審査を受けて、予算として計上すべきであったと思っております。以上でございます。

○井上委員 本当に総務課長にはお気の毒なんです。こういうことを申し上げてですね。だから、本当はこの液晶プロジェクターの69万、70万近くの物ですよ。こういうものも、それから本来は大っぴらに買ってもオーケーな物が大っぴらには買えないという、この感覚がちょっと——そのころ、そういうお仕事をしていた方たちが、その西臼杵支庁を中心にお金の分け方も含めてそうですけれども、西臼杵支庁のほうを向いていけば金が来るということなのか、ちょっと意味がこの辺がよく理解ができないわけですよ。それで、もちろん再発しないようにしていくということが重要で、コンプライアンスも含めてそうなんでしょうけれども、この問題が学校現場で起きているということも含めて、何となく違和感が残るんですよ。「五ヶ瀬中等教育学校が」とかと言われると、「教育事務所が」とかと言われると、ほかのところよりももっともっと違和感が残ってしまうということがあるわけですよ。ですから、今の

総務課長を追及してもせんないことですが、余りにも責任が重たい、これはちょっと何か正直に書いてあるがゆえにつらい、こっちの追求するほうもですね。何かちょっとそういう思いがしてならないんですけど。ちょっと総務課長、今後、こういうことを再発させないためにはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○梅原総務課長 ただいまの御指摘にもありましたように、今回の件につきましては、直接その事務に携わった職員だけではなくて、やはりその所属内に在籍をしておりました職員が何らかの形でやはりそういった不適正な事務処理がなされておった、あるいはそういった金で物品が入ってきたといったものについては、薄々の認識というのはあったのではないかと思っております。したがって、これは逆に言いますと、本会議等でも答弁を申し上げておりますように、組織ぐるみの構造的な悪習であるというふうに考えざるを得ないと思っております。したがって、まず、今後、再発防止の対策を立てるためには、職員のそうした意識を一人一人が持って、とにかくチェックを受けない予算の執行は、まずその時点でもう不適正であるといったような認識を十分持った上で、なおかつ、職場全体でチェックをしていくといったような体制をつくっていくことが必要だと思っております。

○井上委員 本当に再三再四申し上げてお気の毒なんです。不適正な支出の具体的内容の中の公務に関連した使途であるが、職場の親睦会等で負担すべき内容の使途であると、この香典袋とかそういうものはそうなのかなど、その職場の人たちがどなたか亡くなったり、お祝いがあったりしたとき使うものだから。でも、スポ

ンジ、たわし、ティッシュペーパー、これは買ってやってくださいよ、本当に。やっぱりこういう本来細かいものかもしれないけど、必要な物が必要であるとして買えないということが、何か別の形でつくって、みんなでこれ使おうかという大もとになる可能性というのはすごく高いと思うんですよ。だって、学校でスポンジが本当に洗い場をこするのに必要なら、やっぱり必要な物は必要として、公に買っていくということが非常に大事だと思うんですよ。ですから、今回の不適正な使用で一番よかったのは、私的流用があってどなたかが何か処罰を受けるなどということがないということがすごく私のほうはよかったと思っているわけですが、やはり基本的に職場の中でそういう何となく——こんなスポンジ、たわし買ってください、こういう必要な物は。必要な物は必要として買って、本当に透明性のある予算執行をしていくということが大事なんではないでしょうかね。だから、今、総務課長に質問を集中して申しわけないけれども、やはり今後の予算の執行をしていくときの執行の仕方、それから財政課との関係、これをきちんとしていただくように、必要な物は必要としてきちんとするというふうにしていただけたらと私は要望しておきたいと思います。

○野辺委員 私は、不適切な支出の使途じゃなくて、原資というとおかしいんですが、そういうものを例えば五ヶ瀬中等教育学校なんか消化してくれと、やったほうに問題がある。そのもとの流用したというか、不適切な処理に回した金ですよ、需用費とかいろいろあると思うんですが、その辺の調査はなされておるんですかね、今回。

○梅原総務課長 教育委員会におきましては、他所属から配分を受けました所属は児湯教育事

務所と西臼杵教育事務所、五ヶ瀬は西臼杵教育事務所を経由して配分をいただいております。その配分のももとの出所につきましては、担当所管部局のほうの預けとして調査が行われているところでございます。以上でございます。

○野辺委員 だから、その預けとして、例えば補正予算か何かで、正しく補正しておれば金、残ってないはずですよ。どっかでごまかしてから補正してなくて、残した金じゃないわけですかね。ちょっと私、理解……。

○梅原総務課長 入金といたしますか、その金のつくり方なんですけれども、支出をする際の書類につきましては、正規の手続で、正規の書類ですべて整備をされております。ただ、納品がされなかったということでございまして、その金額は業者のほうに預かってもらっているという形でございますので、配分をしましたもとの所属におきましても、書類上はすべて正規の手続での書類が整備をされているものでございます。したがって、例えば、補正予算等の関係でそれを操作していると、そういった形ではないというふうに思っております。

○福田委員 私は6月議会で1回預けの問題を質問しまして、その後ずっといろんなマスコミの論調や記事を見ておったんですが、その中で考えましたことは、官公庁における裏金預けという問題は、予算の単年度主義から来ておると、それからもう一つ、民間での裏金づくりは税務対策、節税対策から来ているという記事を読んだことがございました。今の野辺議員の質疑に関連するわけでありますが、もっと早めに同じ教育委員会関係なら関係で、出先の予算執行状況、過不足を把握されて正規の手続で補正手続を踏めば、こういう問題にならずに済んだわけでありませんが、それをやらなかったと、そ

れと予算の単年度主義から来ます自分たちが苦
勞して一回確保した、議会の議決を受けた予算
は必ず使い切らないかんという、これはもう日
本全体の官公庁に根強く残っておる、それこそ
悪しき習慣だと思ふわけでありましたが、その辺
から来ているんですね。

私が心配しますことは、何年かに一回こうい
う問題が発生しているんです。私も、途中での
落選もありまして全部は見えていませんが、過去
も土木事務所関係で同じようなことがございま
した。これは何も正式には仕事をやっておりな
がら、繰り越し手続を、煩雑さのために正規に
事業が完了したようにして、そのお金を引き出
して、預けておくというような手法をとられま
したですね。それから、20年ぐらい前は東京都
で、ちょうど宮崎県の10倍の予算規模でありま
すから、驚くようなこういう問題が発生しまし
て、局長・部長クラスでは200万単位の弁済がな
されましたが、そういうことが至るところで起
こっておるんです。私が、今回、この裏金の問
題で救われたのは金券が入ってなかった。図書
券が1カ所でしたね。これだけはよかったなと
思ったんです。ほかのところを見ますと、図書
券、JRの切符、航空券、都会ではタクシーは
金券になっていますよね。50円券、100円券、500
円券、そういう問題。今、日本の金券ショップ
のいわゆるそういう図書券とか航空券とか、J
Rの切符、ビール券、タクシー金券、流れ込み
の源泉は残念ながら民間企業、そして官公庁、
個人と言われているんですね、出先は。だから、
やっぱりこれは大きな問題だと思っているん
です。幸い、宮崎県でそういう金券にまつわる
預け等が発生してなかった点は救いようがある
なというふうに考えたわけでございまして、ぜ
ひ、予算の単年度主義、煩わしいかもしれませ

んが、早めに、教育委員会なら教育委員会で確
保された予算を執行せいかんというお気持ちがあ
って、また必要な物品等があれば、早めに全
出先機関の調査をされて調整、そして正式な手
続で執行するという方法をやってほしいと思ひ
ます。

今、中央官庁の予算をとるときに、一番可能
性の高い方法として、土木や農政関係では、年
度末に近づいてそういうことをやるんですね、
みんな手を挙げて全国から。例えば、東北で確
保された予算を宮崎県に持ってきて使う場合が
あるんですよ。正式の手続をとってですね。そ
れも可能なわけですから。県庁内部であります
から、正式な手続を踏んで、それをやってほし
いと、そのように今回の事件を通じて私は考え
ました。もう終わったことでありますから、こ
れから間違いないようお願いを申し上げたい
と思います。以上です。

○高山教育長 教育委員会としまして、こうい
った不適正な事務処理がなされたことにつしまし
ては、まことに残念でございます。今後、信頼
回復に向けまして職員の研修、服務規律の保持
等につきまして、再度職員の認識を図ってこの
ようなことが一切起こらないように、再発防止
に向けまして、県教育委員会としましても、最
善の対策を講じていきたいというふうに考えて
いますので御理解をいただきたいと思ひます。

○太田委員長 いいでしょうかね。そういうこ
とで新たな決意でということでもありますので、
では、その他のその他でいきましょうか。

○長友委員 県内、県外視察等させていただい
て、本県の先生方の頑張りといひますか、また、
生徒の取り組む意欲というんですかね。非常に
感心をさせられたところでもあります。それで、
私が気になりました、ある西都の会社を訪問し

たときに、それはいろんなメーカーが現物を設計をしたのを一回実際につくってみるという会社でございまして、それがきちんとできれば、それを量産する会社に今度は持っていくというところですけども、そこで使っているのがCAD、CAMという、そういうITに関する、情報処理に関する機械でございまして、宮崎県のそういう子供さんたちでも十分そういう能力があるかということをお聞きしたら、あるんだと、十分対応できますよと、だから、本当にいろんな企業誘致というのが本県では問題になっているわけですけども、やっぱり企業が来るにしても、まず人材がいるかどうかという部分というのは非常に大きな要素になってくると思うんですね。そういう話をしたところ、「大丈夫ですよ」という話がありました。したがって、そのほかに、これはそういう技術系にかかわらず、今から先というのは情報処理能力というのはあらゆる分野で、非常にそういう能力がどこまで養成されているかというのは、文系であろうと理系であろうと物すごく大事なことになると思うんですね。だから、そういう話を聞いたとき安心したんですけども、本県の情報処理能力に対する教育のレベルというか、全国的に大体どれぐらいでいっているというふうに思っているのか、そのあたりがわかればちょっと教えてください。

○飛田学校政策課長 非常にいろんなことを聞いていただいて、本県の教育のよさを見ていただいて本当にありがたいと思います。情報教育が全国の中でどれぐらいのレベルに行っているかというのは非常に質的なことにお答えするのは難しいことですが、例えば、幾つかそれに関することにお答えさせていただきます。

かつて、例えば特に産業の話だと今、思うん

ですけど、産業教育で使っているパソコンというのは買い取り方式で1回買い取ると6年とか7年更新できないという状況でした。それを全部更新ができるようにリースで予算措置をして、財務福利課のほうがこれ直接の所管ですけど、そういう手だてをして、できるだけ新しいものを子供たちの教育に使っていくということをやっていますし、それから、もう一つは、それを指導する職員をどう指導するか、先生方の研修をどうするかということで、企業等への派遣研修等もさせておるところでございまして。また、そういう相乗効果があって、情報処理関係の資格取得なんかについても、かなり学校は一生懸命やっていると認識をしております。今後とも、そういうことは奨励をしていきたいと考えております。

○長友委員 したがって、そういう情報処理に関する課とか、あるいはそういう科目を取り入れるところもあると思うんですけども、さらに、普通科教育なんかをやっているところあたりでもそういう機会がふえるといいますか、そしてまた、本当に少しでも高い能力を養成していくというか、これは本当に今後の時代を生きていく上で、その人材が県内にとどまろうと県外に出ていこうと、物すごく大事なことになると思うんですね。

アイスランドという国が、非常にへんぴなところで産業的にも成り立たない、かつて一回僕は行ったことがあるんですけども、そこがIT国家になったということで、すごい能力をもっているんですね。だから、距離とかあるいは地理的に不利な条件とか、そういうものをクリアできるとしたら、僕は、その情報処理能力というか、これは物すごく大事になろうかと思いません。したがって、宮崎県の教育の中に、そうい

う部分というのをできる限りやっぱり取り入れてもらいたいなど、そのためには今、おっしゃいました指導者の能力の問題というのも入ってまいりましたので、先生問わず、そういう指導者問わず、本当にひとつ本県の教育にこの情報処理というのを何とかもうちょっと位置づけていただきたいなど、これは要望しておきたいと思います。

○井上委員 長友委員とくしくも同じような意見をちょうど言おうとしていたところなんですけど、私も認識不足があったと、本当に自分で反省しているんですけど、今回調査に行かせていただいた学校は、本当に改めて宮崎の教育者の皆さんが頑張っているということを認識させていただいた、いい調査をさせていただきました。そして、そこで指導されている先生を含めて、学校長が学校に本当に自信を持っているわけですよね。職業系で言えば農業高校となっているけれども、もっと違う、ある意味ではもっと幅広い形での学校としてのありようというか、形が見えつつあるぐらいなんですよね。今回秀峰高校というのができましたけれども、一方では、何かに特化しないでもいいぐらいの、学校名をつけてもいいというぐらいのところも幾つも今回行かしていただいたところで、もう、校名変えられてもっと違う意味で幅の広い、もっと子供たちが来やすいような学校にされてはいかがでしょうかねと言いたくなるような学校というのが多かったんですね。それで改めて宮崎の教育が頑張ってきたことのあかしみたいのを今回調査に行かしていただいて、それを実感したところです。

私がお聞きしたいのは、県外では筑波大附属の中高一貫校に行かしていただいたんですよね。そこに行きましたときに、校舎そのものは汚い

んです。古いんです。ところがあそこで学んでいる人たち、それから教育しているほうの側はすごいステータスを持っている学校なんですよ。決して授業時間というか、それから自分で勉強している時間なんてそんなに長くはないんです。かえって文化祭にとっている時間が長かったり、それからクラスマッチにとっている時間が長かったり、合唱コンクールにとっている時間が長かったりしているんですね。ただ、多分集中力が違うんだらうなというふうに思うんです。

それともう一つ、私は、ぜひ、宮崎でもこうなっていけるといいなと思ったのは、教師が別に職員室にがばっとみんなが集まって何だかんだしてなくて、それぞれに一人ずつ先生たちがお部屋を持っているそうです。だから、大学の教授並みのそういう扱いをされているんですね。ですから、DNAならDNAだけを教えるような先生がいらっしゃる。いわゆる専科のというか、専門の先生が非常に多くて、その先生方が教えているという状態でした。地方の教育がそれほど金がかけるかという、金は絶対にかけれないだらうなと思うんですよね。ですけど、やはりその方向に向かって、できたらその先生が幾つものことをしながら教育をすることじゃなく、自分が本来持っている専門の教科をしっかりと教えることができるような、そういう体制づくりというか、環境整備というか、それと、先生の人員をふやしていくとか、含めて、そういうことに少し努力をしていただけたらなというふうに思った次第です。

ですから、私は、県議会議員であり続ける限り、そのことについて支援したいなというふうに思いますし、それから、今、宮崎県が目指している中高一貫校、それから小中校の一貫校含

めて目標を高く持っていただいて、その辺の教育的ステータスの高い学校になっていただけたらと改めて思った次第です。それで、学校政策課長と教育長に改めてその思いみたいなのを聞かせさせていただきたいというふうに思います。

○飛田学校政策課長 本当にありがたいと思って今、聞かせていただきました。同じような思いを持っております。それで、例えば、宮崎西高校の附属中学校をつくったときに、単なる学校に終わらせるんじゃないくて、こんなことを言うと適当かどうか分かりませんが、隣近所の子供がノーベル賞をもらうというような学校にしたいということを思ってきました。

それから、産業教育においてもロボットコンテスト等で宮崎県の子供たちはかなりいい成績をおさめております。それはさっき委員がおっしゃったように、そういう情熱を持った教師がおって、最先端の技術を学ぼうという教師がおってのことで、私たちは全力を挙げて、そういう頑張っている先生たちを支援をしていきたいと、そして、それが子供たちにいい影響を与えて、未来の夢を語れるような子供たちを育てたいと思っております。ありがとうございます。

○高山教育長 子供たちの確かな学力を身につけるためには、やっぱり教師の指導力が大きなかぎとなると私は考えています。こういった観点からことしの3月に人材育成プランをつくりまして、こういった中で優秀な人材の確保、さらには教師の能力を十分発揮できる研修システムとか環境づくりにつきまして今後、努力をしていきたいというふうに考えております。

さらに、ことしの4月に西高附中を創設いたしましたけれども、これにつきましては、言われましたとおり、我が国の科学技術立国を支えまして、理系の分野を重点的に指導しながら、

将来本県や我が国をリードしていくような人材を育てていきたいという観点から西校の附中もつくったわけでございまして、今後とも、そういった方向で県教育委員会は頑張っていきたいというふうに考えております。以上です。

○福田委員 その他ですけど、先ほど3つの高校が1つになることのお話がありましたが、実は宮崎県の人口は宮崎県の中央部にずっと集中しまして、恐らく近い将来といいますか、数えるうちに半分以上がこのあたりに集中すると思うんですが、その場合、県内の高等学校、かなりスクラップ・アンド・ビルドで再編統合を進めておられますが、この前、ある会合で私立学校の関係者にお会いしましたら、宮崎県の場合は、公立と私立の比率の紳士協定、行政が加わったね、これに守られて何とかやっているといるんですよというお話がありました。そこでふと考えたんですが、中央部はもちろん断トツ高校の入学者が多いわけですが、これはもうずっと同じような協定が今からも生きていくわけですか、公私の。これは教育委員会と総務両方にまたがる案件であります、ちょっとお聞きしたいんですが。

○飛田学校政策課長 今後のことについて、十分協議をしているということはございませんが、現状を御報告をさせていただこうと思っているんですが、実は、最終的に県立学校を何校つくっていったらどうするかというのは、先ほどみたいな形で公の施設の条例で最終決定はさせていただきます。ただ、定員等につきましては、教育委員会で最終決定をするんですが、その前に、委員がおっしゃいましたとおりに、全体的に活力がある形ということで、私立学校の代表と公立学校の代表、太田委員長にも入っていただくんですが、公私立高等学校教育協議会という

ようなものを毎年開きまして、おおよその方向性の協議をさせていただいているところが状況でございます。

実は、従前は定員を7対3という割合でずっと来ておりまして、ここ4、5年ですが、15年からだったと思いますが、公立学校は進学予定者のおおむね7割を定員とすると、私立学校は前年度の枠内で私立学校なりに対応するというところで、ここ数年調整をしてきております。そういう状況でございます。

○**福田委員** そうしますと、この人口集中地域の県央部においては、私立学校も多いわけですね。7・3の申し合わせ、紳士協定に基づいてなかなか公立希望者は入っていけないと、こういうことになりますよね。

○**飛田学校政策課長** 実は、定員につきましては、子供たちが地区ごとにどれぐらい進学予定者がいるかということまで考えてやっております。ですから、地域によってそう大きな定員のアンバランスができるだけないように、しかもそれぞれの地域で先ほど言いました3つの学校を一緒にしながらも活力があるように、魅力があるようにというようなことをいろいろトータルで総合的に配慮しながら今、対応しているところでございます。

○**福田委員** 東京の場合は、私学が極めて御父兄の希望が多いですからいいんですけど、宮崎県においてやっぱり公立志向が高いもんですから、特に県央部、私立学校がひしめいておりますから、その生徒数の確保のために、県立の枠の拡大については、施設が余ろうとも先生が余ろうとも、なかなか難しい時期が来るんじゃないかという心配をしているんです。これはやっぱり足かせがあるんですよ。いろんな1回の申し合わせというのは、これは簡単に破棄でき

ないですからね。その辺も配慮しながらこれからの統廃合を進めてほしいと思います。要望です。

○**河野副委員長** 内容が外れるかもしれませんが、宮崎市が2学期制をとっておりますよね。もう何年ですか、もうよい面、悪い面が教育委員会のほうから見て何かあるでしょうか。出たでしょうか。

○**飛田学校政策課長** 2学期制、3学期制、それぞれよさがあると思います。私どもが直接所管をしておりますのは、県立高等学校でございますが、例えば、就職試験の試験開始が9月15日というのが例年のスタートラインなんです。そうすると、県立高校であつたら前期のほうにある関連科目をまとめておいて、効率的にすることによって子供たちがうまく動けるとか、そういうことがございます。

それで、県立高校の場合につきましては、そういうことを十分配慮しながら2学期制をとらせていただいて、前半の時間割、1学期といたしますか、前学期といたしますかね、の時間割と後学期の時間割をかえたりしているようなこともあります。ですから、どちらにしてもメリット、デメリットはございますので、そこを適宜判断しながら、メリットは生かし、デメリットはできるだけ解消するような方向で子供たちの幸せになるように対応しているのがベストだと思っております。

○**河野副委員長** なぜ、そういうことを聞くかということ、私、清武町なんですよ。今、合併協議会に入ろうとしておるわけなんですよ。今のPTAが物すごく反対しているわけなんですよ。宮崎市に合併したら2学期制になるんだろうと、大体2学期制を嫌っているような感じがするわけですからお聞きしたんですが、わかりました。

○太田委員長 いいですか。ほかにありませんですね。

それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の部の皆さん、大変御苦勞様でございました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2 時 12 分休憩

午後 2 時 15 分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、局長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○日高企業局長 それでは、説明に入らせていただきます。

本日は、企業局の関係は、提出議案関係が 2 件、それからその他報告事項が 2 件ございます。お手元に文教警察企業常任委員会資料というのをお配りいたしておりますが、その目次をお開きいただきたいと思います。

目次のところでございますが、1 の提出議案関係が、議案第 6 号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第 14 号「平成 18 年度公営企業会計決算の認定について」の 2 件でございます。

それから、その下の 2 でございますが、その他の報告事項でございます。「台風 4 号及び 5 号による被害状況について」と、それから「太陽光発電システムの導入にかかる N E D O の補助について」の 2 件でございます。

委員会資料の 1 ページをごらんいただきたいと思います。提出議案関係でございますが、ま

ず、議案第 6 号の「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例」でございます。これは雇用保険法等の一部改正に伴いまして、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。本条例につきましては、知事部局、病院局及び企業局の 3 部局の条例改正案が一本にまとめられておりまして、議案につきましては、総務政策常任委員会に付託をされております。なお、詳細につきましては、後ほど総務課長の方から説明をさせていただきます。

次に、委員会資料の 4 ページをお願いいたします。議案第 14 号「平成 18 年度公営企業会計決算の認定について」でございます。これは地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定によりまして、平成 18 年度の宮崎県公営企業会計の電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の決算につきまして認定をお願いするものでございます。本議案につきましては、本議会終了後に予定されております本委員会におきまして御審議をいただくということでございますので、本日は決算の概要といたしまして、事業実績と収支の状況につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1 の電気事業会計についてでございます。

(1) の事業実績でございますが、18 年度の供給電力量の実績 (B) 欄のところでございますが、5 億 669 万 5,000 キロワットアワーということになりまして、その右のほうでございますが、目標に対する達成率で 96.8%ということになりました。これは過去 30 年の平均雨量に対しまして、平成 18 年度の雨量が 91.8%ということになったため、100%を切っているということ

でございます。また、前年度対比で152%ということで大幅に伸びておりますが、17年度の場合には、これは台風14号の大きな被害があった年ではございますけれども、年間雨量で見ますと、平年の83%ということで、非常に少なく、したがって、電力供給量も少なくなりまして、3億3,328万キロワットアワーということになって少なかったということでございます。その下の電力料金収入は、実績が46億8,796万8,000円ということになりまして、目標に対する達成率で100.9%、前年度対比で98.9%ということになっております。なお、供給電力量の達成率が96.8%なのに対しまして、電力料金収入の達成率が100.9%というふうになっておりますが、これは電力料金の改定を、目標設定する段階におきましては前年度の5.7%減ということで見込んでおったところではありますが、実際は4.5%の減ということに契約更改となったところによるものでございます。

次に、下の表の(2)決算額であります。18年度(A)の欄であります。事業収益が51億1,152万1,000円、事業費が42億5,497万6,000円ということになっております。その結果、純利益が8億5,654万5,000円と前年度に比べまして右側の増減(A) - (B)の欄でございますが、金額にいたしまして1億2,441万円の増ということになったところでございます。内訳でございますが、事業収益は前年度に比べまして1億3,200万円ほど減少いたしておりますが、これは料金改定によりまして電力料金収入の減少等の影響によるものでございます。また、事業費は前年度と比べまして2億5,600万円余りの減少ということになっておりますが、これは人件費などの費用削減に努めた結果でございます。

5ページをお願いいたします。工業用水道事

業会計でございます。

(1)の事業実績であります。基本使用水量の実績が、これも18年度の(B)の欄でございますが、4,546万3,000立米ということで、達成率で99.9%、前年度対比で100.2%、それから2行目のところでございます。常時使用水量、これは実績が1,437万3,000立米で、目標に達する達成率で99.7%、前年度対比で97.3%ということになっております。また、その下の給水料金収入でございますが、実績が3億3,615万6,000円、達成率で99.9%と、前年度対比99.6%ということになっております。

次に、その下の(2)の決算額でございます。18年度の事業収益は4億56万2,000円、事業費が2億7,036万円となっております。その結果、純利益が1億3,020万2,000円ということになっております。前年度との比較であります。これも(A) - (B)のところでございますけれども、事業収益が5,164万9,000円減少いたしておりますが、これは災害復旧工事に伴います国庫補助金収入が前年度に比べて5,700万円ほど減少したことによるものでございます。また、事業費が2億600万円ほど減少しておりますが、これは人件費の削減とか、あるいは昨年度は台風災害がなかったことなどから、修繕費が大幅に減ったことによるものでございます。その結果としまして、純利益は前年度に比べて1億5,400万円余りの増ということになっております。なお、この資料には書いてございませんけれども、平成17年度末に累積欠損金が4,302万9,000円あったわけでございますが、これが18年度で解消をいたしたところでございます。

6ページをお願いいたします。地域振興事業会計についてでございます。一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設につきましては、平成18

年度から指定管理者制度を導入いたしまして、財団法人の一ツ瀬川県民スポーツセンターが、指定管理者といたしまして、施設の管理運営を行っておるところでございます。

まず、(1) 事業実績のところのゴルフ場利用者数でございますが、実績が3万8,520人ということになりまして、目標に対する達成率で110.1%、前年度対比では107.1%ということになっております。これは指定管理者がいろいろ特別料金を設定したり、あるいは主催コンペを充実するなど誘客対策を行ったことによりますほか、また台風等の災害被害が18年度は少なかったということなどによるものでございます。その下の施設利用収入は2,640万1,000円で、達成率が105.6%ということになっております。

なお、右側の17年度実績のところ(C)というところの欄でございますが、利用料金収入が9,365万円というふうになっておりまして、18年度よりも高くなっておりますが、これは備考欄のところに書いてございますように、17年度までは直営、企業局が直接やっておりましたので、ゴルフ場の利用料金収入すべて企業局の収入として受け入れておりましたので、こういう9,365万円の収入というふうになっております。18年度からはゴルフ場の利用料金は、まず指定管理者であります財団のほうで受け入れて、そのうち必要経費を除いた一定額を企業局に納入すると、そういう利用料金方式ということをとることになりましたので、18年度の方は2,640万1,000円というふうに少なくなったところがございます。

それから、(2) の決算額でございますが、事業収益が3,742万7,000円、事業費が2,971万2,000円、その結果、771万5,000円の純利益ということになりまして、2年連続して黒字ということ

になったところでございます。17年度との比較につきましては、先ほど申し上げましたように、17年度は直営でございますので、事業収益、事業費の金額が大きくなっております。18年度と算定法が異なりますので、説明のほうは省略させていただきます。

それから、一番下でございますが、過去5年の利用者数の推移でございます。特に、65歳以上の利用者あるいは女性の利用者がふえてきておりまして、当ゴルフ場は、高齢者の健康増進等にも寄与しているというところがございます。議案の第14号については以上でございます。

次に、7ページでございますが、その他の報告事項といたしまして、台風4号及び5号による被害状況でございます。

ことは7月に台風4号、それから8月に台風5号ということで、相次ぐ台風災害に本県が見舞われたところがございますが、私ども企業局の施設におきまして、1のところに書いてございますように、総額で4億5,700万円の被害を受けたところがございます。特に、県北地域におきましては、8月2日でございますが、台風5号に伴います記録的な集中豪雨に見舞われまして、祝子川が大幅に増水をいたしました。そのため、上祝子発電所におきましては、河川のほうからあふれた濁流が発電所内に流入いたしまして、発電機等の主要機器が冠水をいたしたために、当日発電を停止をいたしました。機器等の補修を実施する必要があるために、現在発電を行うことができない状態というふうになっております。現在、早期の復旧に向けて努力をしているところでございます。被害の詳細につきましては、後ほど工務課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

それから、9ページをお願いいたします。最

後になります。太陽光発電システムの導入にかかるNEDOの補助についてということでございます。さきの6月県議会で御承認をいただきました太陽光発電につきましては、NEDO、一番下のほうに米印で書いてございますが、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構でございますが、ここに補助の申請を行っておったわけでございますが、去る9月10日に通知がございまして、残念ながら、その結果、不採択ということになりました。不採択の理由は2のところを書いてございますが、「設置場所地域内（市区町村内）に複数の提案があり、他の提案より機械装置などにおける単価が高かったため」というふうになっておりまして、つまり、宮崎市内で単価の関係で他の箇所が優先されたということでございます。

その下の（2）参考といたしまして、NEDOの補助金の採択状況を記載してございますが、今年度は採択件数が全体で275件ということになっておりまして、昨年度が675件でございまして、これに比較して半分以下ということで、競争率が非常に高くなったことも影響したものと受けとめているところでございます。県内の採択件数は7件でございましたが、本県と同じシステムが5件、そのうち、宮崎市に3件ございました。補助金の申請に当たりましては、NEDOの情報もいろいろ得ながら建設単価を引き下げをいたしますとともに、私もNEDOのほうに直接出向きまして、採択の要望をお願いしたところでございますが、このような結果になったところでございます。

この事業につきましては、国の補助申請に当たって、予算計上が前提ということになっておりましたので、補助金申請の前に予算措置をせざるを得なかったわけでございますが、議会で

御承認をいただいたにもかかわらず、このような結果になりまして、大変申しわけなく思っているところでございます。

今後でございますが、本事業につきまして、国の補助がないということになりますと、設置費7,000万円すべてが局負担ということになりますので、今年度の事業の実施は見送らざるを得ないというふうに思っておるところでございます。私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○岡田総務課長 委員会資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

議案第6号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例」でございます。

改正の理由でございます。第1のところでございますが、雇用保険法等の一部改正に伴いまして、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例について所要の改正を行う必要があるためでございます。

第2の改正の内容でございますが、1つ目は雇用保険法の一部改正に伴いまして、雇用保険の受給資格要件が「6月以上」から「原則12月以上」に見直されたため、雇用保険と同様の趣旨であります企業局職員の失業者の退職手当につきまして、その受給資格要件を雇用保険と同様にするものであります。公務員は雇用保険法の対象外となっております。雇用保険法と同様の内容を条例で定めておりまして、その改正を行うものでございます。

2つ目は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、部分休業の対象となります子供の年齢が「3歳」から「小学校就学の始期に達するまで」に引き上げられましたことによりまして、企業局職員についても同

様の措置を講ずるため、規定の整備を行うものでございます。

施行の期日でございますが、平成19年10月1日を予定しております。

委員会資料の2ページをお開きください。

2ページのところの右端、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例でございますが、2ページのほうが雇用保険と同様の趣旨である失業者の退職手当の規定でございます。罫線部分が改正内容でございます。右のページが部分休業の規定でございます。後ほどごらんいただきたいと思いますが、私からの説明は以上でございます。

○郷田工務課長 続きます、台風4号及び5号による被害状況についてであります。資料の7ページをごらんください。

まず、1の企業局の被害総額であります、4億5,700万円に上るものと見込んでおります。

次に、その被害の内訳であります、(1)の台風4号による被害のところをごらんください。企業局では、県土整備部が維持管理をしております多目的ダムに要する費用につきましては、共同事業者として応分の負担をしているところでありますが、7月の4号台風の襲来に伴い、渡川ダムの貯水池内に大量に貯留しました流木の除去の費用に当てますために、1,700万円の費用の負担を見込んでおります。また、地域振興事業の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設において、一ツ瀬川の増水によりゴルフ場が冠水し、コースに土砂等が流入堆積しましたことから8日間営業停止となったところです。被害額としては、土砂除去等の施設の復旧に要する費用100万円であります。以上のとおり、台風4号による企業局の被害総額は、概算で1,800万円と見込んでおります。

次に、(2)の台風5号による被害であります、8月初めの台風5号の襲来に伴う県北地域における記録的な集中豪雨によりまして、祝子川水系の発電所施設を中心に、大きな被害が生じております。表の「被害発生施設」のところをごらんください。上祝子発電所、祝子発電所ほか2施設、多目的ダム(2ダム)の合計6施設に被害が発生しております。その中で上祝子発電所が概算被害額で4億1,600万円となり、被害が一番大きくなっております。被害状況であります、発電機等の冠水等により上祝子発電所では発電を行うことができなくなっております。企業局としましては、早期の発電再開を図る必要がありますことから、現在、年度内の復旧を目指して、鋭意作業を進めているところであります。また、祝子発電所ほか2施設につきましても、年度内の復旧を目指しておりますが、発電につきましても支障のない状況であります。多目的ダムの負担金につきましては、貯水池内の流木除去等の費用として祝子ダム及び松尾ダムの2ダムで合計900万円を見込んでおります。以上のとおり、台風5号による企業局の被害総額は4億3,900万円に上るものと見込んでおります。

次に、8ページをごらんください。上の写真は、延岡市北川町にある上祝子発電所の内部が冠水をいたしたときの被災状況写真でございます。写真では設置されております発電機が一部見えておりますが、ピーク時には水色の点線で水位を示しておりますように、完全に水没をしていたことが確認されております。

下の写真は、上祝子発電所の上流にあります取水口の被災状況の写真であります。黄色の点線で表示している部分になりますが、取水口擁壁の一部の流出と市道橋が流出している状況で

ございます。

最後になります、現在、職員一丸となりまして、全力で施設の復旧に当たっているところでありまして、今後とも、施設の円滑な運用に努めてまいりたいと存じます。説明は以上であります。

○太田委員長 それでは、執行部の説明が終了しました。まず、議案第14号についての質疑ですが、冒頭に申し上げましたとおり、既に継続審査が決定しておりますので、今回、特に必要のある事項についてのみ質疑をお願いいたします。

それと、議案第6号も含めて皆さんの質疑がありましたらどうぞお願いいたします。

議案の関係はいいでしょうか。

○野辺委員 この電気事業の17年度の供給電力量3億3,328万キロワットアワーの電力収入が47億余り、18年度の電力量からすると、何でこんなに違うんですかね。4.何%は余り違い過ぎる……。

○岡田総務課長 まず、供給電力量がこれは3億3,328万キロワットアワーとなっております、これは減少いたしました。減少した理由はまた申し上げますが——先ほど局長のほうから御説明ありましたが、その割には電力料金が47億と、18年度の実績より高いではないかと、こういう御質問でございますが、先ほど御説明にあつたかと思いますが、電力料金につきましては、2年間ごとに改定をされてありまして、まず18、19が料金改定の年でございます。そして16、17がまた料金改定という形で料金が17年度と18年度は変わっておりまして、17年度から18年度の料金改定が4.5%減少したことによりまして、まず電力料金がこのように変わっているということと、電力料金につきましては、基本料

金、これは定額でございます。それから電力量収入、二部料金制になっておりまして、電力に基づく収入と、基本料金という定額の料金になっております。割合が電力料収入が大体1に対しまして基本料金は1対9の割合になっております。そして、電力料収入は1キロワットアワー当たり1円という形になっております。

○野辺委員 マイナス4.5%にしても余りに違うんじゃないかな思っちゃって……。

○久保副局長 あらためて説明いたします。

16、17と、それから18、19ということで料金が値下げになっております。4.5%ですが、額にしますと2億2,000円万円減額になっております。その分がここに影響しているということでございます。4.5%が年間通じまして2億2,000円万円減っているということでございます。

○野辺委員 それにしてもちょっと余り違う……。これでいけば30%ぐらい下がったような感じ。

○太田委員長 電力供給量はふえたんだけど、料金が下がったもんだから、比較すると下がるということであるわけですね。というふうに解釈します。

○久保副局長 もう少し詳しく申し上げますと、16、17のいわゆる基本料金が約44億700万円、それから18、19の基本料金が41億8,100万円程度でございます。その差が2億2,000万でけれども、あとのいわゆる従量分は1キロワットアワー1円でございます。ですから、料金が10%と低いもんですから、その基礎料金が大体影響してくると、このようになっております。その関係でワット数は大分違うんですけれども、9割が基本料金ですので、こういう形になっているということでございます。

○野辺委員 九電のほうそれがそれをカバーしたと

ということになっているんですね。もちろんそういう……。

○日高企業局長 ちょっと重複するかもしれませんが、電力料金で実績に反映するのは全体の10%ということでございます。ですから、90%は30年平均の電力量を保障するという形、そういう料金体系になっておりますので、減った分がそのまま減るという形ではございません。ただ、単価が減ったことによるその分は当然減りますけれども、ですから、年度によって雨量が大分違ったりしますけれども、その分の影響はできるだけ少ないような料金体系ということになっておるところでございます。

○野辺委員 いわばもうかったわけですか、ことは……。

○太田委員長 ほかにありませんか。議案についてはいいですか。決算委員会でまたやりますので、疑問がありましたらまた聞いていただきたいと思います。

それでは、次にその他の報告事項についてありますが、質疑はありませんか。

○福田委員 以前に発電所の被害について御説明を受けたんですが、そのときこれよりも少し軽微で上がるかもしれないというお話もございました。しかし、実態としては、これだけ災害復旧にお金がかかるわけですが、そのとき、保険の話をちょっとお聞きしたことがあったんですが、その保険でどれくらいカバーできるんでしょうかね、これは。

○廣山施設管理課長 ただいまの御質問は、水力発電所の機械あるいは配電盤回線、いろいろ盤とかございますが、その分を都道府県全体で保険に加入してございます。今回の上祝子の試算に関しましては、まだ詳細を事務局と詰めているわけではございませんが、一応、我々の手

持ちの資料でいきますと、大体2億円程度は保険としていただけるのではないかとというぐあいに概算でございますが、考えております。以上でございます。

○福田委員 こういう類の保険というのはなかなか出づらいんですけど、これは特殊な保険なんですか、災害保険は。どういう保険に加入されているんですか。普通の施設保険ですか。

○廣山施設管理課長 水力発電所のいろんな施設等でも、例えば発電所の建屋とかそれから発電機、水車とかいろいろございますが、どの対象品目の保険に加入するかはそれぞれの県の任意になってございます。今回、私ども宮崎県で加入しておりますのは、水車、発電機、それから配電盤開閉装置等でございます、その対象になる分について保険がいただけるということになっております。

○福田委員 保険の引き受けね、いろんな施設ごとの、これはそれぞれ違いがあると思いますが、これは民間が引き受けている保険ですか、どうですか。

○相葉電気課長 この保険は、民間のほうではございません。都道府県会館というのがございまして、全国の都道府県が公営電気がメインになっておりますけど、水力発電の機械損害共済という共済制度を、これは保険というより互助会に近いものでございますけれども、そういったもので最大出力等によりまして保険金を、設備等にもよりまして、算出しまして払っております。

○福田委員 年間の保険料金はどれぐらい——共済会の掛け金になるのかな、掛け金になりませぬ。トータルで……。

○相葉電気課長 大体でございますが、2,000万

円程度でございます。

○**福田委員** 総体施設ということね。

○**相葉電気課長** はい、全体の設備でございます。

○**米良委員** 関連してですが、取水口の擁壁の流出ということ、一部損害が2,400万ですが、これによる原因被害というふうに理解していいですかね、今度の場合は。この発電所、発電機が冠水をしたという被害の状況ですけれども、この原因というのは……。

○**郷田工務課長** 発電所のこの冠水は、これは取水口はかなり上流部でございますので、直接的にこの取水口の擁壁が壊れたことによって被害が起こったというものではございません。

○**米良委員** それで、その4億3,000万に対して、2億円という保険で賄うあとの半分は、もちろん企業局そのものが支払わなきゃならんでしょうけれども、これは台風の大きいのが来たら毎年やられるということじゃないんですか。違うんですか、どうなんでしょうか。

○**日高企業局長** この水力発電施設の被害につきましては、ここのところずっと起こっておりませんで、今回の上祝子のこういう水没は、最近においては前代未聞ではございませんけど、そういう類のものでございます。この上祝子の上流は、ちょうど8月2日の夕方ございましたが、1時間雨量が107ミリというような大きな雨が降りまして、これは今までとても予測していなかったわけでございますが、そういう大きな雨量に伴って祝子川が増水して、こういう被害が生じたところでございます。

常時こういうことが起こるということではございませんけれども、ただ、修繕準備引当金ということで7億円ほどを引き当てしているところでございます。そういった経費等で賄うとい

うことでございます。

○**米良委員** いずれにしても、また起こるといふ可能性はありますわね、局長。その原因究明をしながら再発防止をとすることは考えないんですか、これは。

○**廣山施設管理課長** 当然、そういう事態は考慮できますので、例えば、今回の原因でございます河川水の上昇に伴う浸水、これに対する対策等としまして、水が入ってきそうな——発電所建屋の水の入ってきたところをちょっと上に上げるとか、そういう工夫をしたいというぐあいに考えております。以上でございます。

○**米良委員** 何かそういう対策でも講じない限りは、また起きる可能性が素人判断ながらしてならないもんですからね。さっき福田委員が尋ねた、たった2億円、半分の保険しか出ないという——基金もあるでしょうけれども、また起こる可能性というのは、非常に大きいと感じるもんですからね。

○**時庭副局長** 今回の上祝子の発電所でございますけれども、通常の雨では水が入らない程度の高さまでできておりますが、先ほど局長が申しましたように、8月2日の8時から降り始めて、夜の18時までには365ミリの雨が降ったのでございます。また、被災を受けた夕方の6時ごろの時間前には時間雨量が50ミリを超えておるところでございます。また、ほかの発電所につきましても、水位の上昇が考えられますので、水が入るところにつきましても、取水壁等の措置をして、こういう冠水の事故がないように、今現在やっているところであります。今後ともこういう事故の起こらないように、総点検を行いまして安全な発電に努めてまいりたいと考えております。

○**西村委員** 太陽光発電装置の件ですが、私も

さきの議会で反対討論まで立ってやった成果というか、反響で県内からもさまざまな賛否両論をいただきました。その中で、実際は県庁職員の方からも非常に賛成意見をいただいた部分もあります。やはりその中で県庁職員なりのいわゆるいろんなものに対する申請するあり方ですね。今回どうしてもNEDOに申請する前に、予算計上しないといけなかったというのは非常にわかるんですけども、実際、申請したら非常に費用対効果がほかの申請に比べて悪かったということですね、結果的には。だから、こういう中で、やはり反省すべき点もあると思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○郷田工務課長 私どもこの事業の提案に当たりましたは、費用対効果等考えまして、補助がなければ、これはもう成り立たない事業だと思っております。それで、覚悟して取り組んでまいったわけですけども、応募申請をする前から、NEDOの情報をいろいろと取り寄せたりして情報収集に努めてきたわけですが、その中でこれぐらいであれば、競争のベースに乗ると、そういうものがわかってまいりましたので、そういうことで当初の単価設定からいろいろと努力をしまして、単価を下げる努力をして、そして申請に及んだということで、私どもとしては、申請までに単価設定ということでかなりNEDOとのやり取りもしながら進んできたということでございます。

○西村委員 この事業は、非常に啓発活動としての意味があるということで知事初めそういう御意見をたくさんいただきましたし、また、実際、議会を通った後もいろんなところで、知事もそういうふうに、啓発事業としてこれだけかけた意味があるということをおっしゃってききましたけど、今回、NEDOの補助がつかなかっ

たということで、それに従って事業をやめるということ、ということは、いわゆる啓発事業自体もこの予算の中でもやめてしまうということを伺いましたが、ただ、それではちょっと県民に対して私は理解していただけないんじゃないかなと思います。あくまで啓発事業をやると、その中の一環だということを書いていたわけですから、そのあたりはどうでしょうか。

○郷田工務課長 私どもは、太陽光発電への取り組みと、新エネに対する取り組みというその事業の中で、あわせてPRに資するというようなことで取り組んできたわけですね。PRだけという、そういう観点からではなくて、6月の委員会でも説明をしたと思うんですけども、やはり庁舎自体の消費電力の削減、そういうものも頭に描きながらやってきたわけで、PRだけということになりますと、また、企業局の業務とは違った面で頑張っていかなければいけないところかなと思います。そういうことでPRだけの事業ということになると、やはり企業局としては取り組みづらいというふうに考えておるところでございます。

○西村委員 ちょっと私が前回この予算を通すときにはですよ、やはりこれ、導入したことによって県民に対して広く太陽光の、もちろん新エネルギーを含めた啓発活動をやっていくということが非常に強く盛り込まれて、それがいわゆる差額の1,500万とか、その差額に見合うものだというので進められたと思いますし、この委員会内でもやはり7,000万という予算自体は非常に高いものだから慎重にという話は再三出ましたよ。やはりそうであればこれがだめだからといって、すべて関連するほかのこともやめてしまうということですよ。だから、それはちょっとまた違うんじゃないかなと……。

○日高企業局長 太陽光発電を初めといたします新エネルギーについての普及啓発をやるセクションといいますのは、県の中では知事部局の中にございます。そこが中心に新エネの普及啓発を図っていくという、そういうシステムになっているところをございます。そういった中で私ども企業局においても、発電事業をやっているという経緯から、風力発電とかいろいろございますけれども、その中で太陽光発電に取り組んで、そしてその普及啓発の一助を担おうということで企画をして予算をお願いしたところをございます。これはもちろん採算面の問題もございますので、当然国の補助金を前提にしてそれを活用してということをございましたが、国の補助金がどうしてもだめということになりますと、また採算上の問題もございますので、それは企業局として、補助金なしで設置することはできないということをございまして、そもそもその普及啓発については、そういう県の行政のシステムの中でやるセクションがございますので、そこでやっていくということになりますし、また、そこでそういう研究会等をつくってございまして、そこに私ども企業局の職員もメンバーとして入っておりますので、企業局としてそういうものに資することできることについては積極的に協力していくということをございます。

○西村委員 私は前回反対討論に立ったときに言ったんですが、既に、太陽光発電装置だけ見れば、佐土原の農業試験場に九州最大と言われるものがあるわけで、もはや宮崎県に一つもないわけじゃないということも話の中に含めて反対討論に立ったわけですが、他部局かもしれませんが、そういうものも一緒にPRしてやればさらにむだがないんじゃないかなと思ったことと、もうこれ最後にしますけど、これでもう

企業局としては、来年以降NEDOの申請はあきらめるのか、これを修正して、規模を大きくしたり小さくしたりして、来年以降も出していく気持ちがあるのか、いかがですか。

○日高企業局長 太陽光発電システムの補助金制度は、非常に私は難しい制度だと思っております、一般的には国の補助金が決定して、それを決定しましたんでやりますということで議会に提案するということが一般的ではないかなと私は思っておるんですけれども、これは何せ、予算措置をして、それを前提じゃないと補助金の申請は受け付けませんよということをございますもんですから、そこ辺の補助金の採択の度合い等を十分、今回見きわめたつもりでございますけれども、それがそうならなかったということをございますんで、そこ辺の今回の反省点を十分踏まえて、いろんな面で、例えば単価だとか、そういったもので補助金の採択の可能性があるのでどうか、そういったことを含めて検討していきたいと思っております。

○太田委員長 その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時9分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、25日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時30分としたいと思います

が、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

○**西村委員** 幹事長会で言われた裏金調査を、各常任委員会に言って現地調査も本会議中か閉会中かという問題は……。

○**太田委員長** 例の不適正な事務処理の関係を現地調査して、その現物を見たいとかそういうこともいいのではないかということでありました。

それで、これ、行くという日程の関係がありますので、10月29日が閉会中の常任委員会でしたね。だから、そのあたりでいいということであればそこにも設定できるかなと思っています。

暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時12分再開

○**太田委員長** 委員会を再開いたします。

そのほか何かありませんか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** それでは、ないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後3時12分散会

平成19年 9月25日（火曜日）

午後 1 時34分開会

出席委員（9人）

委 員 長	太 田 清 海
副 委 員 長	河 野 安 幸
委 員	米 良 政 美
委 員	福 田 作 弥
委 員	野 辺 修 光
委 員	宮 原 義 久
委 員	西 村 賢
委 員	長 友 安 弘
委 員	井 上 紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田 中 浩 輔
議事課主査	湯 地 正 仁

○太田委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を再開いたします。

まず、継続審査となりました議案第14号「平成18年度公営企業会計決算について」以外の議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、一括して採決いたします。議案第1号及び第8号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 異議なしと認めます。よって議

案第1号及び議案第8号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望はありませんか。どうでしょうか。

○福田委員 この委員会のあれはすべて載りますがね、大体ほぼね。

○太田委員長 そうですね。

○福田委員 特に、うちは党議の中で預け・裏金の問題の発言がありましたよね。あれについてしっかり載せてもらうようにという要望がありましたので……。

○太田委員長 はい。

○西村委員 ちょっと離れますけど、委員長会議の予定は……。

○太田委員長 特に今のところ聞いておりません。

○西村委員 やっぱり委員長会議でもある程度足並みはそろえてもらって、裏金問題は……。

○太田委員長 それで、西村委員からありましたように、委員長の集まりはないのかということでしたが、今のところ聞いておりませんので。ただ、全体の報告の調整みたいものは特段、変わってきたりするといけないから、多少の確認はしてみたいと思いますけど。今まで発言のあったことは載せていきたいと思います。ほかにはありませんか。

○井上委員 今の意見がですね、例えば、私たちのところの文教のほうでは非常に項目が少なかったということで、このままでそのいろいろな意見を各委員が言って、それで終わりになっているけれども、県議会全体としては、今回の各委員会で議論をするということだけに今とどまっているわけで、各委員長クラスなりで、一応出た意見等を集約して、そして各委員会ごとにどうだったかということで、それなりの方向性というのは常任委員会の委員長もちろんしてもらわないと、じゃ、これで県議会の追求は終わったんだみたいにして言われると、また、それはそれなりに問題が出てくるのかなという気がしないでもないですよ。だから、各常任委員会ごとで議論を一たんするというふうに決まったわけですから、それはやったと、その結果、各委員会はどうだったかということをやったり委員長会で1回やっていただいて、今後、それは別の機関にゆだねるなり何なりですね、その議論はちゃんとしておいていただいて、各委員会ごと、どういう状況だったのかというのは、正確にみんな知っておく必要というのはあるんじゃないでしょうかね。

○太田委員長 それぞれの会派の党議でも報告はあったと思いますけど、それぞれ委員会でちょっとニュアンスの違いがあるようですね。その辺の調整はしないといかんのかなとは思ったりもしておりました。ですから、各常任委員会の状況も私も確認して、場合によっては今、言われたとおりの、委員会の委員長が集まってやらないかんということでもあれば、それはそういう場も設けることもあると思います。

○福田委員 だから、ニュアンスのちがいがあから、各常任委員長の報告の中にしっかりと

預け・裏金の問題は盛り込んでほしいと、それを受けてまた次にいきますからね。そういうことですよ。

○太田委員長 はい。

○福田委員 そういうあれでしたよ。僕らの意見は。終わったということじゃないんですよ。

○太田委員長 終わったということじゃないということですね。報告してみたいと思います。これは議長に言わないかんのでしょうかね、議長ですね。そういう声もありましたということで……、はい、わかりました。

ほかにはありませんか。その他でもいいですよ。委員長報告の中でということで……。いいですか、委員長報告の件については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、お諮りいたします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時41分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

10月29日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容等で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのようにいたします。また、相手方との関係もありますので、協議もまだ必要かと思いますが、そういう方向を

検討したいと思います。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。次の委員会は10月1日（月）から3日間の予定で公営企業会計決算審査を行いますので、よろしく願いいたします。委員の皆様にはお疲れさまでした。

午後1時42分閉会